

気づき つながり 支えあい

安心でつながるまち

はままつ

— 第3次地域福祉活動計画 —



社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会

はじめに

近年、社会福祉を取り巻く状況は、少子高齢化や人口の減少、経済情勢の変化等様々な要因により、これまでの福祉制度の中では対応が困難な状況が顕在化してきています。また、新たな課題として、生活困窮者への支援等個別の生活課題・福祉課題の解決や社会的孤立を防ぐため、行政や福祉関係機関、福祉団体、地域が協働して取り組むことが求められています。

このような中、浜松市社会福祉協議会では、多くの方々のご協力をいただき、「第3次地域福祉活動計画」を策定いたしました。この計画は、第2次地域福祉活動計画の取り組みを踏まえながら、より実効性のあるアクションプランとして、浜松市が策定する「浜松市地域福祉計画」と策定の当初から連携をして進めてきました。

今回の計画策定の特徴として、実践的な計画とするため区単位に策定委員会を設置し、区ごとの実施計画を策定しました。策定にあたりましては、地域住民の皆様や福祉専門職、福祉団体、区役所等の方々にご協力いただき、それぞれの区で優先的に実施する4項目を選定し、具体的な取り組みまで検討していただきました。これは浜松市が同時期に策定する地域福祉計画の区版の意味もあり、一体的な地域福祉推進の計画として位置付けがされるところです。

また、もう一つの特徴として、本会が特に重点的に取り組むべき事業を明示したことです。この中には、浜松市と連携して今後の浜松型地域福祉を推進する上でのキーパーソンとなる「コミュニティソーシャルワーカー」の配置を掲げています。地区社会福祉協議会をはじめとする小地域福祉活動の支援と個別の生活課題・福祉課題を解決するための生活支援を担う専門職として期待されているものです。その他、企業の社会貢献の促進や災害時におけるボランティア体制の整備など5つの事業を挙げ、5年間での到達目標を示させていただきました。

本会といたしましては、この計画を広く地域の皆様にお知らせするとともに、皆様方と連携・協働して計画の実施に努め、その実効を上げることが重要だと考えております。

最後に、この計画の策定にあたりご尽力いただきました策定委員会並びに区策定委員会、課題別検討委員会の委員の皆様をはじめ、計画策定にご協力いただきました関係機関の皆様、そしてご意見をいただきました市民の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成26年3月

社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会
会長 齊藤 行雄

目次

■ I 地域福祉活動計画策定にあたって	3
1. 地域福祉活動計画策定の背景と目的	4
2. 第2次地域福祉活動計画の評価	5
3. 第3次地域福祉活動計画の期間と進行管理	13
■ II 第3次地域福祉活動計画の考え方	15
1. 計画の体系	16
2. 基本構想	17
3. 基本目標	18
4. 基本計画	19
■ III 浜松市社協の重点事業	25
1. コミュニティソーシャルワーカー (CSW) による地域福祉の推進強化	27
2. 企業の社会貢献 (CSR) 活動の促進	28
3. 地区社協の支援強化	29
4. 生活困窮者の自立支援への取り組み	30
5. 災害時におけるボランティア体制の整備	31
■ IV 区実施計画	33
1. 中区	34
2. 東区	39
3. 西区	44
4. 南区	49
5. 北区	54
6. 浜北区	59
7. 天竜区	64
■ V 資料編	69
1. 住民懇談会の開催状況	70
2. 福祉団体懇談会の開催状況	72
3. 計画策定の過程	73
4. 用語集	74
5. 委員会設置要綱	77
6. 委員会委員名簿	78

I 地域福祉活動計画 策定にあたって

1. 地域福祉活動計画策定の背景と目的 …… 4
2. 第2次地域福祉活動計画の評価 …… 5
3. 第3次地域福祉活動計画の期間と進行管理… 13

I

1. 地域福祉活動計画策定の背景と目的

第2次浜松市地域福祉活動計画は、平成21年4月から5年間の期間を見据えて作成しました。平成17年7月に12市町村が合併後初めて策定をしたことから、「新・浜松市地域福祉活動計画」と銘打ち、浜松市の福祉のあり方を示していく計画となりました。

この5年間には、リーマンショックと呼ばれた世界的な金融危機や東日本大震災などの、人々の生活の根幹を揺るがす大きな出来事がありました。こうした予期せぬ危機や災害を軽減するために、日頃からの福祉に対する考え方や取り組み姿勢が求められるようになってきています。

また、近年は高齢者の虐待や孤立死・孤独死が大きな社会問題として挙げられ、それに伴い地域での結びつきの希薄化が指摘されるようになってきました。そのため、支援を必要としているにもかかわらず、その声をあげられない方や福祉情報にアクセスできない方が増えています。そうした中、高齢社会は年々進行し、地域で支えあっていくためには多くの地域住民の方や関係機関の方の協働が不可欠となってきています。

こうした社会情勢を踏まえると、これからの地域福祉の活動では、地域での見守り活動や福祉専門職の積極的な関わりなどを通じて、絆を強めていくことが有効な対応策となってきます。

第3次地域福祉活動計画は平成26年4月からの5ヵ年について方向性を示す、「地域福祉の設計図」とも言えるものです。浜松市が策定した地域福祉計画と連携を図りながら、新たな課題への対応も視野に入れて福祉のまちづくりを目指します。

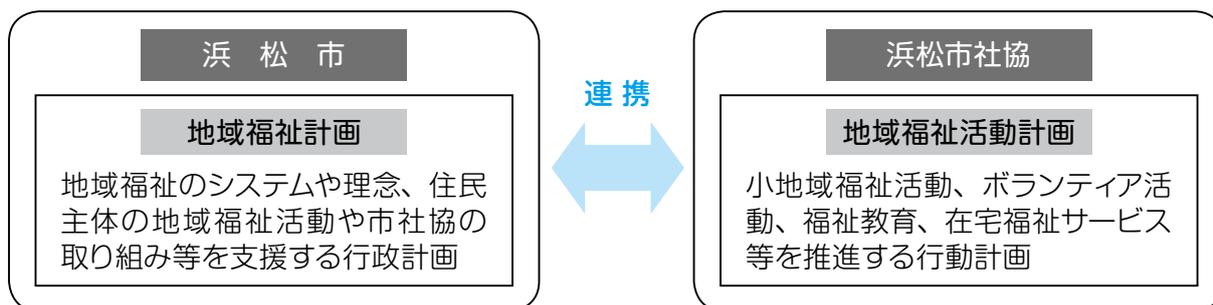
《地域福祉活動計画とは》

住民・関係機関・団体・社会福祉協議会（以下「社協」という。）等の協働を通じて、住民が地域で生活するための環境を整えるとともに、住民同士の結びつきや助けあい活動・交流活動が活性化することにより「誰もが安心して暮らせる地域社会」を目指し、中長期的な視点にたち策定するものです。

《地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係》

地域福祉計画は、地域福祉推進の理念や方針を明らかにし、あらゆる地域福祉活動を支援する行政計画です。一方、地域福祉活動計画は地域福祉計画と整合性を図り連携しながら地域住民や関係機関と協働しながら進める行動プランです。

浜松市においてもこのふたつの計画が今後の福祉の指針となり、互いに連携しながら地域福祉の推進を図ります。



2. 第2次地域福祉活動計画の評価

第2次浜松市地域福祉活動計画は、「市民の参加と支えあいによる誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本構想として掲げ、この基本構想をもとに「福祉ニーズを大切にする」「住民参加を重視する」「民間の力を発揮する」「公と民が協働する」の4つの原則を定めました。

この基本構想を具現化するための基本計画である“7つの柱”ごとに第2次浜松市地域福祉活動計画の内容とその評価、今後の課題について検証します。

《 7つの柱 》

- ①福祉を「知る」、「知らせる」、「広める」ために（広報啓発）
- ②みんなが福祉のことを理解するために（福祉教育）
- ③身近な地域での福祉活動をすすめるために（小地域福祉活動）
- ④ボランティア・NPO活動を広げるために（ボランティア・NPO活動促進）
- ⑤福祉の支えあいをつなげるために（ネットワーク）
- ⑥災害時のたすけあい活動を築くために（災害対策）
- ⑦身近な地域でいきいき暮らすために（在宅支援）

I 1 福祉を「知る」、「知らせる」、「広める」ために（広報啓発）

< 第2次地域福祉活動計画の基本方針 >

多くの人々に必要とされる情報の収集・発信・広報啓発に努め、多種多様な「福祉ニーズ」を具現化するために、さまざまな場面での**気づき**を意識した情報の共有化を図り、誰もが安心して暮らせるよう、地域での**支えあい**の実現を目指します。

浜松市社協発信の情報を通して、多くの住民が**つながり**、地域福祉の推進体制を**整え**、福祉の啓発はもちろん「見える社協」を目指し、事業の充実強化を図ります。

【実施計画の概要】（実績：平成21年～24年）

○福祉情報を広く知り得る機会の充実

〔具体的な活動〕

- 社協だよりの発行……………延べ 23回発行（年4～5回） 全戸配布
- 社協ガイドブックの発行……………309,000部（平成24年7月） 配布
- 地域の福祉広報誌の発行……………51の地区社協にて発行
- ホームページの促進……………延べ 114,626アクセス（年平均 28,656）

○福祉を身近に感じてもらうことの促進

〔具体的な活動〕

- 啓発イベントの開催
 - 福祉講演会の開催
 - イベント情報の発信
- 1,000回以上の開催 延べ参加者約 455,000人

第2次計画の評価と今後の課題

浜松市社協の取り組みとして、全戸配布である『社協だより』及びホームページをリニューアルし、広報活動の充実強化を図りました。また『社協ガイドブック』を発行することで浜松市社協の活動の“見える化”にも力を注ぎました。

啓発活動においては、福祉関係機関・ボランティア団体が参画・協働してふれあい広場等を開催し、地域の福祉活動を知る機会を設けることが定着してきています。

しかしながら、住民懇談会の中では「地区社協の活動が地域に浸透しない」、「ボランティア活動が広がらない」等の課題も挙げられています。

また、市民アンケートによると、「介護保険をはじめ各種福祉サービスへ結びつかない」、様々な相談窓口が設置されていても「どこに相談してよいか分からない」との声も多数寄せられています。

こうした状況を踏まえると、必要な情報が必要な方に行き届いておらず、まだまだ不十分な状況にあると考えられます。

2 みんなが福祉のことを理解するために（福祉教育）

< 第2次地域福祉活動計画の基本方針 >

浜松市社協では、「学校における福祉教育」と「地域における福祉教育」の2つを重ねながら地域福祉の推進を図ります。世代に応じた福祉教育を推進していくために、体験学習を継続的に行い、さまざまな出会いとふれあいを通して、地域の福祉課題に**気づき**、問題を解決していく指向性と地域福祉実践を**つなぐ**ことを実施していきます。

【実施計画の概要】（実績：平成21年～24年）

○地域での福祉教育の推進 ○学校との福祉教育の連携

〔具体的な活動〕

- 地域福祉講座等の開催
 - 青少年ボランティアリーダーの育成
 - 自然体感学習の実施
 - 福祉体験学習の実施 …… 約180回 延べ約16,000人。
 - 情報交換の機会の開催 …… 福祉教育連絡会等を5回開催。
 - 福祉教育実践校の指定 …… 平成25年度で、浜松市内すべての公立小中学校の指定が終了。
- } 各区の実情に応じて実施。

第2次計画の評価と今後の課題

学校における福祉教育推進として、福祉体験学習や福祉教育実践校事業に取り組み、児童・生徒の福祉を学ぶ機会を作ってきました。次世代を担う若い人たちへのこうした働きかけは、今後も継続して取り組んでいく必要があります。

地域社会では、地区社協・福祉団体を中心に三世代交流活動や子どもたちのボランティア活動、障がいのある人との交流活動など体験活動に参加できる機会が多くなっています。

しかしながら、こうした取り組みに「参加する子どもたちは減少傾向にある。」との声が住民懇談会や意見交換会で出されています。

次世代を担う若い人たちが福祉活動に触れ、体験学習を通して福祉に対する理解を深めていくためには、浜松市社協をはじめとする福祉関係団体がより効果的なプログラムの開発や積極的な働きかけが不可欠です。

3 身近な地域での福祉活動をすすめるために（小地域福祉活動）

< 第2次地域福祉活動計画の基本方針 >

浜松市社協では、住民主体のまちづくりとして地区社協を主とした小地域福祉活動を推進しています。地域の実情に**気づき**、その課題に応じた新しい地域福祉活動の開発・展開をすることで、より住み慣れた地域で、その人らしく暮らし続けることのできるまちづくりを住民自らが**支えあい**、創造していきます。

【実施計画の概要】（実績：平成21年～24年）

○地域での担い手の育成

〔具体的な活動〕

- 担い手の養成研修の開催
 - 地域の福祉力を高める講演会等の開催
 - 地域リーダーの養成
- 地域において講座・講演会を80回以上実施。

○地区社協等の組織化の支援

〔具体的な活動〕

- 地区社協等の相談支援活動の実施 …… 約2,220件の相談受付。
- 運営・活動費等の助成 …… 毎年約3千万円の交付。
- 住民懇談会等の開催 …… 約150回の開催。

第2次計画の評価と今後の課題

地区社協の設立数はこの5カ年で13地区増え、現在では54地区に地区社協が設立されています。それぞれの地区が主体となり、三世代交流活動や閉じこもり・介護予防を目的としたサロン活動、子育て支援活動等が展開されています。こうしたその地区の実情に即した活動は、地域住民ならではの取り組みであり、高く評価をされています。

加えて、ひとり暮らし高齢者等への個別の生活支援として、家事支援サービスを行う地区もあります。平成26年3月現在では20地区で活動が実践されており、“地域で助けあう”意識が広まっています。

こうした活動を支援していくために、情報交換・ネットワークの場として、区ごとに連絡会が組織されました。地区社協同士のつながりが深められ、活動しやすい環境整備が進んできています。

一方で、市民アンケートからは、地区によっては地区社協活動の認知度がまだ低く、活動内容に差が見られるとの意見もあります。

また、活動年数が経過するにつれ、「担い手の不足」が近い将来懸念され、課題となってきました。今後は活動者の発掘・育成についても推進していく必要があります。

4 ボランティア・NPO活動を広げるために（ボランティア・NPO活動促進）

< 第2次地域福祉活動計画の基本方針 >

浜松市内ではボランティアグループ、NPO 法人等さまざまな市民活動は地域福祉の推進にとって大きな**支え**となり、確実な広がりを見せています。市民活動をサポートする組織としての機能を持つ浜松市社協としては、これらの活動をつなげ「理解の促進や市民参加の啓発」、「相談等の側面的支援」をはじめ、さまざまな講座、研修会を開催しボランティアの拡大につとめていきます。

【実施計画の概要】（実績：平成21年～24年）

○ボランティアセンターの設置・基盤強化

〔具体的な活動〕

- 地域の福祉ニーズ等の開拓、調整
- 理解の促進や住民参加の啓発
- 相談等の側面的支援
- NPOや企業の社会貢献活動等との連携

約2,800件の相談の受付とそのマッチング、地域住民との調整。

○団体・活動者等への活動支援の充実

〔具体的な活動〕

- 講座や研修会の開催 …………… 65回開催。
- 活動資金の助成及び情報発信 …… 延べ176団体へ助成。
- ボランティア活動保険への加入促進 … 延べ6万人が加入。

第2次計画の評価と今後の課題

浜松市で活躍するボランティア団体は長年活動をしている団体も多く、ある程度地域に定着していると考えられます。しかし、一方では、メンバーの高齢化に伴う担い手不足により、活動そのものの存続が危ぶまれる団体も出てきています。

これは、ボランティア活動の分野で常に課題となる、「人材」と「財源」の確保について十分な対策ができなかったことを示しています。

市民アンケートでは、60歳以下のボランティア活動への関心は高く、約65%の方が「条件さえあれば参加したい」との気持ちをもっていることが分かっています。ボランティア活動に参加しやすい環境整備を進め、こうした人材を発掘・養成していく必要があります。

また、近年では企業による社会貢献活動が注目されており、福祉教育と連動し、ボランティア活動の推進が求められています。

5 福祉の支えあいをつなげるために（ネットワーク）

< 第2次地域福祉活動計画の基本方針 >

多種多様な福祉ニーズを抱える人たちを**支える**には、単一の機関、団体の対応では限界があります。分野や職種、事業形態などの枠を越えた、連携・協働**つながる**ことが必要です。そのためには地域の課題や福祉ニーズの本質に**気づき**、**支えあいの輪**を広げていくことが求められています。各種連絡会や担当者会議等さまざまなネットワークを構築し、課題解決への基盤を**整えて**いきます。

【実施計画の概要】（実績：平成21年～24年）

○「人」「団体」「機関」とのつながりの構築

〔具体的な活動〕

- 地域の社会資源や団体等との連携の働きかけ・・区地区社協連絡会や災害ボランティア連絡会の組織化。
- 福祉課題や地域情報の共有化

第2次計画の評価と今後の課題

この5ヵ年で、区ごとに地区社協連絡会が設立されてきています。災害ボランティアに関しても市内の連絡会の発足や三遠南信災害ボランティア交流会に見られるような広域におよぶ連携などの活動が活発になっています。既存の連絡会などの活動も継続しており、それぞれの課題や種別ごとに連携が充実されてきたと考えられます。

こうした連絡会組織では、お互いの情報を交換するとともに、新たな考え方や活動のノウハウの共有、活動の相互参加などが促進され、それぞれの単位活動の支援・強化につながっていると評価できます。

しかし、その一方では、ひとつの分野や組織だけでは解決できない地域課題も多くなってきています。特にひとり暮らし高齢者や子育て家庭が地域で孤立してしまうなどの課題、児童・高齢者の虐待は増加傾向にあります。

6 災害時のたすけあい活動を築くために（災害対策）

< 第2次地域福祉活動計画の基本方針 >

浜松市社協では市主催の総合防災訓練に参加しながら、災害時に何が必要かもう一度考え、**気づき**、平時に取り組むべき事業を積極的に実施していきます。特に、災害時要援護者への支援体制については民生委員児童委員協議会と連携しながら、地域一体となって**支える体制を整えて**いきます。また、市外、県外のNPO等との「顔の見える関係」を意識し、たえず交流をしながら防災、減災への啓発に努めていきます。

【実施計画の概要】（実績：平成21年～24年）

○災害ボランティアセンターの基盤整備

〔具体的な活動〕

- 災害ボランティアセンター立上げ訓練の実施・・・年1～3回。市総合防災訓練にも毎年参加
- 近隣地域の機関団体との協力体制の整備・・・三遠南信災害ボランティア交流学習会（年1回）
- 行政の災害対策等の連携・・・市危機管理課（被災地被災者支援センター）との連携
- NPOや企業の社会貢献活動等との連携・・・市民協働センターとの協働による災害ボランティア活動支援ステッカープロジェクト

○活動者の育成及び啓発

〔具体的な活動〕

- 災害ボランティアセミナーの開催・・・8回 延べ参加者 805人
- 理解の促進や住民参加の啓発・・・29回 延べ参加者 3,349人
- *東日本大震災関連・・・・・・・・・・・・・・ 5回 延べ参加者 3,785人
- 災害ボランティアコーディネーター等の養成・・・市共催（平成23・24・25年度）

第2次計画の評価と今後の課題

この5ヵ年の中で東日本大震災が起こり、地域住民の災害への関心が高まり、計画期間の後半は災害ボランティアコーディネーターの養成など、人材育成が活発に行われました。そのため、各区の災害ボランティア組織化が進み、市内で広く災害時におけるボランティア体制の基盤強化が図られてきました。

当初の計画では、災害ボランティアセンターの基盤強化と人材養成が大きな目標となっていましたので、こうした活動は高く評価することができます。

しかし、被害想定の見直しにともない、災害時におけるボランティア拠点・機能ともに再考せざるをえない状況となっています。

また、災害時要援護者に対してどのように支援していくのかが、今後の災害対策の急務な課題となっています。加えて、震災の記憶の風化に伴い、住民懇談会の中でも「防災意識が薄れている」との声もあり、地域住民への継続的な意識啓発が求められています。

7 身近な地域でいきいき暮らすために（在宅支援）

< 第2次地域福祉活動計画の基本方針 >

浜松市社協は、介護保険事業や受託事業等の公的サービスが過不足なく利用できる供給体制を**整える**ことに取り組みます。同時に、公的サービスでは対応できない様々な福祉ニーズについて地域住民や福祉関係者が**気づき、支えあ**う仕組みや新たなサービスの開発を研究し、今、地域に必要な「在宅支援事業」の充実を、住民・福祉関係者・行政等と連携し、推進していきます。

【実施計画の概要】（実績：平成21年～24年）

○総合相談窓口の整備・充実

〔具体的な活動〕

- 無料法律相談等の開設・・・1,298件
- 生活に困っている人への資金貸付・・・
 くらしの資金(3,390件) 生活福祉資金(2,275件)
- 判断能力が十分でない方への福祉サービスの利用及び日常的金銭管理の援助・・・187件
- 車椅子、福祉体験用具等の日常生活用具の貸出・・・1,922件
- 介護保険・障がい者自立支援サービスの実施

第2次計画の評価と今後の課題

平成20年のリーマンショックの影響により失業者が急増したことから、平成22年度には、就労するまでの生活費等の貸付（生活福祉資金）及び生活保護費受給までのつなぎ資金（くらしの資金）の貸付を約2,000件行い、世帯の自立更生を支援してきました。

その他、浜松市社協が実施する日常生活自立支援事業や介護保険事業を通して、高齢化の進行や核家族化、無縁社会の深刻化等が判明してきました。

また、住民懇談会でも「地域の間人関係が希薄化したことで、世帯が孤立し、様々な問題を抱えて地域の中で支援を必要とする方が潜在化している状況がある」という声があがっています。

こうした現状から、複合的な課題を抱える方が地域に多くおり、また、その課題が単一の組織が持つ制度だけでは対応が困難であることが分かってきました。

3. 第3次地域福祉活動計画の期間と進行管理

(1) 計画の期間

平成26年4月から平成31年3月までの5カ年とします。
また、区ごとの実施計画には、取り組みの方向性を表すものとして、「早急」、「継続」、「新規」のいずれかを、この5カ年を視野に入れて設定しています。

[取り組みの方向性]

- ・「早急」・・・計画実施期間の1～2年に特に集中して取り組む事業
- ・「継続」・・・従前の内容をさらに充実、強化して実施する事業
- ・「新規」・・・計画期間中に新しく実施する事業

(2) 進行管理

計画の進捗状況や社会情勢の変化などに応じて、当初の目標達成だけにとらわれず、柔軟に対応していきます。

加えて、地域住民の方々や関係機関のみなさまとの懇談会などを通じて定期的な確認作業を行っていきます。また、策定に関わっていただいた方にも参加していただき、計画を経過的に評価します。

浜松市社協の具体的な取り組みに関しては、単年度ごとに事務事業評価を行い、地域福祉の推進機関として適切に事業実施が行われているかを確認します。

(3) 見直し・評価

計画期間の中間にあたる平成28年度に中間見直しを行います。浜松市社協職員による内部評価と外部の委員による外部評価を行い、前半期に達成できたこと、達成できなかったことを評価し、後半期に重点を置くべき項目や新しく取り組む項目を精査します。

また、平成29年度には第4次地域福祉活動計画策定の準備に取りかかるために、住民懇談会や第3次地域福祉活動計画の全体評価を進めていきます。

その他、緊急に変更を余儀なくされた場合は、地域住民の方の声をもとに見直しをし、実行していきます。

II 第3次地域福祉活動 計画の考え方

1. 計画の体系	16
2. 基本構想	17
3. 基本目標	18
4. 基本計画	19

1. 計画の体系

基本構想

市民の参加と支えあいによる誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり

気づき・つながり・支えあい・安心でつながるまち、はままつ

基本目標

1. 参加する「福祉のまちづくり」の推進
2. 暮らしを支える仕組みづくりの推進
3. 地域福祉活動を実践しやすい環境づくりの推進
4. 課題を解決するネットワークづくりの推進

浜松市社協の重点事業

浜松市社協が取り組む
5つの重点事業
(全市的に取り組む事業)

基本計画

- ①広報啓発・福祉教育の推進に取り組みます
- ②ボランティア活動の促進に取り組みます
- ③身近な地域での福祉活動の推進に取り組みます
- ④生活支援体制の整備に取り組みます
- ⑤災害時のボランティア活動・災害時要援護者支援活動の整備に取り組みます

区実施計画

中 区 東 区 西 区 南 区 北 区 浜北区 天竜区

2. 基本構想

<基本構想>

市民の参加と支えあいによる 誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりには、市民一人ひとりが抱える生活課題にみんなが気づき自らの問題として捉え、地域全体として取り組むことが重要です。

誰もが参加し関わりあい、地域の様々な人や機関・団体が互いに協力し、誰もがいきいきと安心して暮らしていける“まち”はままつを目指します。



3. 基本目標

基本構想の「市民の参加と支えあいによる誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」実現のためには取り組む際の目標が必要になってきます。

その目標に基づき、すべての計画が展開されます。

1. 参加する「福祉のまちづくり」の推進

地域福祉の主役は市民です。市民、関係機関・団体が「参加」することにより、地域における生活課題や福祉課題を身近な問題として捉え、「福祉のまちづくり」の原動力となります。

2. 暮らしを支える仕組みづくりの推進

社会情勢は目まぐるしく変化し、生活課題や福祉課題はますます多様化・複雑化しています。課題を抱える人たちは地域の中で孤立し問題が潜在化・深刻化しており、支援の手が届きにくい現状があります。住み慣れた地域での暮らしを支える仕組みづくりを進めます。

3. 地域福祉活動を実践しやすい環境づくりの推進

地域福祉活動を効果的に実践していくうえでは、人・物・財源・情報や活動の手法など様々なことが必要になってきます。地区社協やボランティアが活動のしやすい環境を整えていくことにより、継続した実践や新たな支えあいへの創造につながってきます。

4. 課題を解決するネットワークづくりの推進

発見・把握した地域における生活課題や福祉課題を具体的に解決するための活動力・行動力・地域力を高めていく必要があります。専門領域または地域住民による支えあいシステムの構築など、既存のつながりを活かし、さらに発展したネットワークづくりを進めます。

4. 基本計画

第3次地域福祉活動計画における基本目標を実現していくために、基本計画として5つの柱を設定しました。

計画策定にあたり、地域住民懇談会・福祉団体等意見交換会・市民アンケートでの意見を踏まえ住民主体の地域福祉活動がより前進するよう、目的や具体的な取り組みの方向性を明確にしていきます。

《 5つの柱 》

- ① 広報啓発・福祉教育の推進に取り組みます
- ② ボランティア活動の促進に取り組みます
- ③ 身近な地域での福祉活動の推進に取り組みます
- ④ 生活支援体制の整備に取り組みます
- ⑤ 災害時のボランティア活動・災害時要援護者支援活動の整備に取り組みます

1 広報啓発・福祉教育の推進に取り組みます

【現状と課題】

- * 地域における福祉活動、ボランティア活動がそれぞれの地域や場面で展開されていますが、活動者からは「地区社協の活動が地域に浸透しない」「ボランティア活動が広がらない」等の声があり、福祉情報が身近に感じられていない状況です。誰もが気軽に情報が得られる環境の整備が必要と考えられます。
- * 介護保険制度をはじめとするあらゆる福祉制度やサービス内容が充実されてきているものの、相談機関がわからず制度やサービスに結びつかない場合もあり、必要な方への情報提供が不十分な状況があります。支援を必要とする人や状況が地域に存在するという事実と、情報を知らせる・支援が結びつく手段が必要と考えます。
- * 市民アンケートでは、学校における障がい理解・福祉教育の推進を必要と感じている方が多く、幼いころからの体験を通じた福祉理解が求められています。一方、福祉体験等の機会の増加に反して、参加する子どもたちの減少傾向が見受けられます。広く地域住民や子どもたちが福祉に関心を持ち、体験を通して福祉の大切さを実感できる効果的な内容と場の設定が求められます。

＜具体的な取り組みの方向性＞

(1) 多様な情報発信や「知る」機会の創出

近年、年代や生活環境により情報を得る手段が多様になっています。地域の福祉活動や支援に関する情報が身近に感じられるような広報活動を展開し、より理解が深まるような啓発活動の充実を目指していきます。

- ・ 広報紙やホームページ、新聞等のマスコミなどあらゆる情報ツールを活用した、活動の内容が見えたり実感できる広報活動の推進
- ・ 関係機関の情報を共有し、協働した情報発信や啓発活動の強化

(2) 体験的福祉教育の推進

地域における活動や学校との連携により、福祉について啓発する機会を計画的に設定し、福祉についての意識の向上を図るとともに、福祉活動への参加を醸成します。

- ・ 場所や対象者（段階に応じた）に合わせた福祉教育プログラムの開発
- ・ 学校における体験的福祉教育のプログラム化
- ・ 低年齢層からの継続した福祉教育の推進

2 ボランティア活動の促進に取り組みます

【現状と課題】

- * ボランティア団体からは高齢化による活動継続への不安や、リーダーの不足など、担い手・人材の確保が望まれています。
- * 市民アンケートによると若い世代のボランティア活動への関心は高く、条件さえあれば参加したいとの気持ちをもっているため、このマッチングを円滑に行うことにより「担い手」不足の課題解決につなげていきたいと考えます。
- * 震災の影響もあり企業における社会貢献活動にも注目が集まり、日常的な社会貢献活動を推進していく受け皿の整備が必要となっています。

<具体的な取り組みの方向性>

(1) ボランティア活動しやすい環境づくり

ボランティア活動への関心はあっても具体的な活動に結びつかない現状があり、身近なボランティア活動の情報と活動に導くコーディネート機能が求められます。多くの方がボランティア活動に結びつくような環境づくりを推進します。

- ・地域ボランティアコーナーの強化
- ・ボランティア活動を知らせる機会の拡充
- ・ボランティア活動に関する相談体制の整備
- ・ボランティア活動者への支援体制の強化

(2) ボランティア活動への人づくり

ボランティア活動を体験でき、より多くの人たちがボランティア活動に触れる機会を広げます。また、ボランティア活動への関心を高め、人材の発掘・確保を目指します。

- ・ボランティア活動の啓発とプログラム開発

(3) 企業の社会貢献（CSR）活動の促進

企業における社会貢献活動を促進し、社会人のボランティア活動への導入を図ります。

- ・CSR活動の啓発
- ・CSR活動推進におけるコーディネート機能の充実

3 身近な地域での福祉活動の推進に取り組みます

【現状と課題】

- * 現在、地区社協の設立数は 58 地区中 54 地区となり、市内ほとんどの地区において主体的な地域福祉活動を展開しています。しかしながら、市民アンケートによると地区社協の活動があまり知られていないとの結果があり、これは「担い手不足」という課題にもつながっています。地区社協活動を地域住民に浸透させ、活動者の裾野を広げることが急務の課題と考えられます。
- * 地区社協では、三世代交流などの住民交流活動や閉じこもり・介護予防を目的としたサロン活動、子育て支援としての集いづくり等、地域の実情に即した活動が推進されています。近年では個別の生活支援活動である家事支援サービスにも活動の幅が広がってきています。しかし、地域ごと活動の広がりや人材育成に温度差があるため、活動推進に対する積極的な支援体制が必要と言えます。
- * 活動の広がりに対して財源の確保についても、課題となっています。

<具体的な取り組みの方向性>

(1) 地域における担い手の発掘と育成

地域福祉活動の要は人づくりです。より多くの地域住民の知恵と力と想いを発掘し育むことにより充実した主体的な地域福祉活動が図られます。

- ・地域ボランティアの養成
- ・地区社協活動の啓発
- ・地区社協の人材育成

(2) 地域福祉活動支援

地域福祉活動を効果的かつ円滑に推進していくために、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し地区社協活動の活性化を図ります。

- ・地域福祉活動に関する相談支援体制の整備
- ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置

(3) 地区社協活動の充実・強化

地区社協活動における新たな財源確保の開発と活動拠点の整備を進めます。

- ・新たな地区社協財源の研究
- ・活動拠点の整備

4 生活支援体制の整備に取り組みます

【現状と課題】

- * 景気低迷により就労が困難な状態が長期化し、生活困窮世帯が急増しています。このような中では様々な問題が深刻なケースに発展する場合があります、世帯全体をとらえた支援が必要と考えます。
- * 地域の中で人間関係が希薄化してきたことにより、世帯の孤立化が進んでいます。また、問題が潜在化しているため、より身近で問題を発見できる仕組みづくりが求められています。
- * 生活課題を抱える方に寄り添いながら解決のゴールまで伴走する支援が必要であり、『発見⇒相談⇒支援』の一連の過程を整理し、多くの機関や地域住民が連携することで、問題解決ができる地域社会づくりが必要と考えます。
- * 公的サービスと地域ならではの福祉サービスを組み合わせることで、「住み慣れた地域でいつまでも暮らしていける」社会をつくることが求められています。
- * 地区社協では、地域における個別の生活支援活動として家事支援サービスが広がっています。身近な地域でのちょっとした支えあいが地域福祉推進に大きな成果を上げています。
- * ひとり暮らし高齢者をはじめとする孤立死が社会問題となっています。住民懇談会の中でも、地域における見守りについての機運が高まっています。

<具体的な取り組みの方向性>

(1) 問題解決型相談体制の整備

制度の狭間の問題を抱える世帯が孤立化しており、地域の中で問題が潜在化しており『発見⇒相談⇒支援』の一連の過程が図られるよう問題解決型相談体制の整備・充実が必要です。

- ・地域に出向くこと（アウトリーチ）を基本としたコミュニティソーシャルワーカー（CSW）による相談支援体制の構築
- ・身近な地域における問題発見の仕組みづくり
- ・既存の団体、専門機関と連携した問題解決型ネットワークづくり
- ・生活困窮者自立支援に関する事業の推進
- ・法人後見事業の推進

(2) 地域における助けあい、見守り体制づくり

地区社協での家事支援サービス実施を支援し、地域の中での助けあい・支えあいの仕組みづくりの向上を図ります。また、高齢者や障がいのある人、子ども等地域住民が安心して暮らせる地域での見守りを推進します。

- ・地域たすけあい支援事業（家事支援サービスの支援）の推進
- ・「はままつあんしんネットワーク」を中心とした、地域における見守りネットワークの推進

5 災害時のボランティア活動・災害時要援護者支援活動の整備に取り組みます

【現状と課題】

- * 災害ボランティアコーディネーターの養成に伴い、各区における災害ボランティアの組織化が進み、市内のネットワーク化も図られてきました。しかしながら東日本大震災、東海・東南海地震や南海トラフの影響による大規模地震等の被害想定が大幅に改定により、災害時におけるボランティア拠点・機能ともに再考せざるをえない状況となっています。
- * 災害ボランティアと地域、障がい者団体や福祉・医療専門機関との連携については必要性を感じながら有機的なつながりには発展していないのが現状です。
- * 災害時要援護者対策についても、民生委員・児童委員や浜松市が中心となり要援護者の実態把握は進められていますが、支援体制の構築には課題が残っていると思われます。また、障がい者団体との意見交換会でも、災害時に支援の必要性が高い障がい者や子育て家庭・高齢者世帯等に「どのようなことが必要であるか」が理解されていないとの声もあり、当事者の声や想いが共有されていないため具体的な方策に結びつかない現状もあります。
- * 住民懇談会や障がい者団体からも「震災の風化に伴い意識が薄れている」との声もあり、地域住民への意識啓発に関しても課題があると考えます。

<具体的な取り組みの方向性>

(1) 災害時におけるボランティア体制の再構築

災害時におけるボランティア活動を効果的に進めるためには、災害ボランティアセンター（本部）の存在が不可欠です。東日本大震災の教訓や新たな南海トラフ等大規模地震にかかわる被害想定、近年多発している風水害への対応を含めて体制の見直しを図ります。

- ・災害時におけるボランティア体制の見直し
- ・災害ボランティアセンターの常設化
- ・人材や資源の発掘とネットワーク化

(2) 災害時要援護者に関する支援

災害時に支援の必要性が高いと思われる災害時要援護者の声や思いを集約し、関係機関及び地域住民に対して発信することが重要です。そのために、日頃からの支えあいの気持ちを育み、非常時には様々な支援が円滑かつ効果的に展開が図られるようネットワークを推進します。

- ・災害時要援護者に関わる実態の分析と啓発
- ・災害時要援護者支援に関わるネットワークの推進
- ・災害時要援護者に関わる防災訓練モデルの開発と実践

III 浜松市社協の重点事業

1. コミュニティソーシャルワーカー (CSW)
による地域福祉の推進強化 …………… 27
2. 企業の社会貢献 (CSR) 活動の促進 …… 28
3. 地区社協の支援強化 …………… 29
4. 生活困窮者の自立支援への取り組み …… 30
5. 災害時におけるボランティア体制の整備… 31

浜松市社協の重点事業

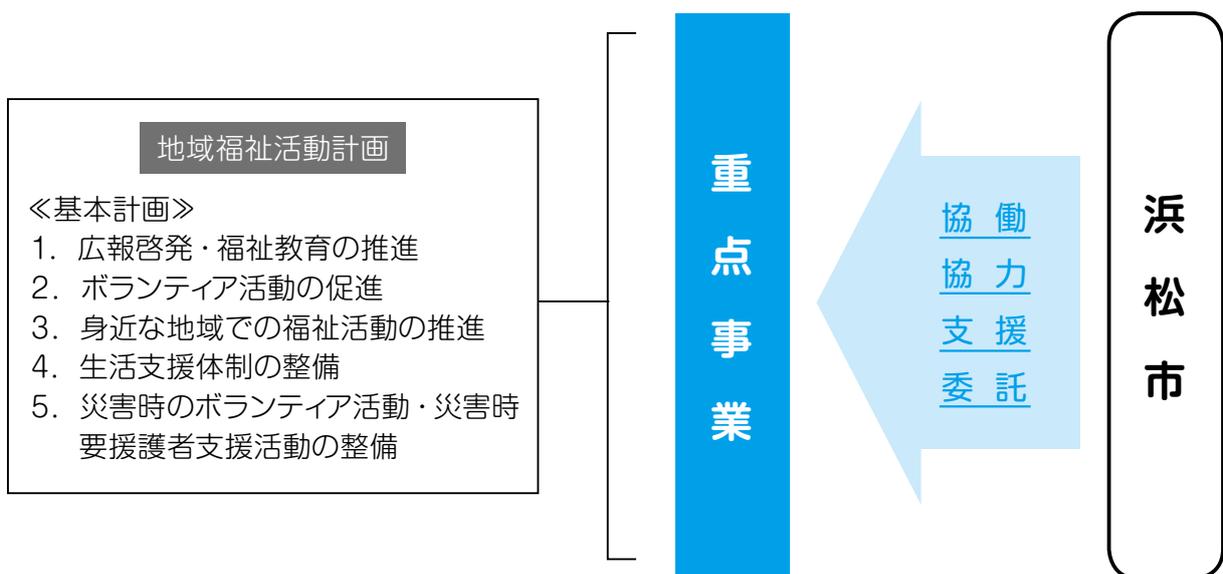
活動計画を推進するために、浜松市社協が主体的に取り組むべきものを「第3次地域福祉活動計画5年間の重点事業」と位置付けて展開を図ります。これらは、住民懇談会や福祉団体との意見交換会、また市民アンケートのご意見としていただいた中から、浜松市社協が率先して取り組むことで、より成果が見込まれるものを選定したものです。また、全国的に地域福祉推進の先駆的・モデル的な事業として取り組まれているものもあり、その必要性や緊急性なども考慮しました。

しかし、これらの取り組みの実現には、特に他の外郭団体や社会福祉法人とは性質や性格が異なっている特別な組織であるため、財源として補助金や委託金など浜松市からの協力、支援が不可欠です。そのために定期的に浜松市との調整会議等を開催し、地域福祉計画との整合性や進捗状況、事業評価などを含めて事業を実施していきます。

もちろん、市社協として会費や寄付金、共同募金等の自主財源の確保も必要になってきます。さらに限られた人員・財源のため、より効率的な事業展開を進めます。

【活動計画5年間の重点事業】

1. コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による地域福祉の推進強化
2. 企業の社会貢献（CSR）活動の促進
3. 地区社協の支援強化
4. 生活困窮者の自立支援への取り組み
5. 災害時におけるボランティア体制の整備



1. コミュニティソーシャルワーカー (CSW) による地域福祉の推進強化

1. 目的

生活保護や非正規労働者などの生活困窮世帯の増加とともに、少子高齢化社会に伴う高齢者世帯や社会的孤立世帯も増加するなど、地域における福祉ニーズは多様化、複雑化しています。

浜松市では、地域包括支援センターや民生委員・児童委員が中心となり、高齢者の見守りシステムの構築や、専門機関ごとに支援に対する基盤体制を整備し、要援護者の支援に取り組んでいます。今後さらに必要なサービスをつなぐ機能の充実・強化や地区社協や地域の福祉団体等と連携する必要があります。

この役割を担う専門職として、浜松市社協の中からコミュニティソーシャルワーカー (CSW) を養成し、区単位に配置することで地域住民から様々な相談に応じ、生活課題や福祉課題の解決に向けて、専門機関や行政とともに取り組む体制を目指します。

2. コミュニティソーシャルワーカー (CSW) の機能

- (1) 制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難なケースの解決
- (2) 地域を基盤とする活動やサービスを発見して、支援を必要とする人に結びつける
- (3) 新たなサービスの開発や公的制度との関係調整
- (4) 地区社協など生活圏域におけるセーフティネットの構築・強化のための取り組みへの支援

3. 具体的な事業内容

- (1) コミュニティソーシャルワーカー (CSW) の配置
- (2) 地域の中の見守りネットワークの構築、コーディネート
- (3) 地区社協の生活支援活動のサポート
- (4) 課題解決のための新たなネットワークの構築

4. 年次計画

取り組み内容	年 度				
	H26	H27	H28	H29	H30
配置についての調査・研究	○				
モデル地区へ配置		○			
市内への順次配置			○	○	○
見守りネットワークの構築			○	○	○
地域における生活支援活動のサポート			○	○	○
新たなネットワークの構築				○	○

※「浜松市社協の重点事業」にあるコミュニティソーシャルワーカー (CSW) の配置状況により区実施計画に順次追記していきます。

2. 企業の社会貢献（CSR）活動の促進

1. 目的

近年、経済活動のグローバル化、情報化の進展、社会の成熟化・多様化などに伴い、市民の意識は変化しています。そのため、企業と消費者、投資家、従業員、地域社会などとの関係が改めて問われるようになってきました。企業においては、社会における存在意義の実現、企業のリスク管理能力の向上、経営の効率化、海外市場での競争、資金調達確保の観点などからCSRを積極的に評価し、活用すべきであるとの考えが広がっており、すでに自主的に取り組みを開始した企業もあります。

このCSRの取り組みを地域福祉活動につなげ、福祉と企業がパートナーとなって協働して取り組む浜松市独自の「地域福祉型社会貢献（CSR）活動」として推進を図ります。

2. CSRとは

CSRとは、コーポレートソーシャルレスポンシビリティの略です。「企業の社会的責任」と訳され、企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆるステークホルダー（利害関係者：消費者、投資家等、及び社会全体）からの要求に対して適切な意思決定をし、さまざまな活動を行うことを指します。本計画では、このCSRを広い意味での社会貢献活動ととらえ、その推進を図ります。

3. 具体的な事業内容

- (1) 市内企業のCSR活動実態調査、意向調査の実施
- (2) CSR活動啓発セミナー、説明会等の開催
- (3) モデル事業の実施
- (4) マッチング機能の構築、整備

※マッチング機能とは、企業と地域福祉を結びつけることを指します。

4. 年次計画

取り組み内容	年 度				
	H26	H27	H28	H29	H30
活動実態調査、意向調査の実施	○	○			
活動啓発セミナー、説明会の開催	○	○	○		
モデル事業の実施		○	○		
マッチング機能の構築、整備				○	○

5. 実施イメージ



3. 地区社協の支援強化

1. 目的

浜松市では、浜松市行政と浜松市社協が地域と協働し、平成5年から地域福祉活動の推進母体として地区社協の設立を進めてきました。平成17年の市町村合併後は浜松市以外の旧市町村へも拡大し、平成22年度末には市内58地区中54地区において地区社協が設立され、様々な事業が展開されています。

地区社協の活動が円滑に実施されるためには「財源確保」が必要不可欠であり、現在は浜松市と浜松市社協、または自治会からの補助金や地区社協会費、寄付金などが充てられています。

しかしながら、近年の経済状況や地区社協の実情を考慮し、より一層地域福祉事業が安定して活発に展開されるためには、財源的支援のあり方を含めて検討が必要になってきました。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置により、地域における福祉活動の充実と発展を促進するため、地区社協への支援を強化します。

2. 現状の支援状況

(1) 設立状況（平成26年3月末日現在）

区名	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区
設立数	12	6	8	7	5	6	10

※未設立地区4ヶ所（中央、県居、駅南、新都田）

(2) 補助金の内容

- ①活動費補助金
- ②運営費補助金
- ③サロン活動促進支援補助金
- ④ボランティアコーナー運営費補助金
- ⑤歳末福祉事業補助金
- ⑥地域たすけあい支援事業補助金

3. 具体的な事業内容

- (1) 補助金制度の改正
- (2) 地区社協担当制の導入
- (3) 新たな財源確保、支援体制構築の研究
- (4) 地区社協の人材育成と区連絡会の支援

4. 年次計画

取り組み内容	年 度				
	H26	H27	H28	H29	H30
補助金制度の改正	○	○			
地区社協担当制の導入		○	○		
財源確保、支援体制構築の研究		○	○	○	
人材育成と区連絡会の支援	○	○	○	○	○

4. 生活困窮者の自立支援への取り組み

1. 目的

リーマンショック以降、生活保護受給者は増え平成24年度末には約215万人を超えました。とりわけ稼働年齢層の受給が増加し、非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯も多くなり、生活困窮に至るリスクが高い状況になっています。さらに、生活保護受給世帯のうち約25%の世帯主がその出身世帯も生活保護を受給しているという調査結果にも見られるように、いわゆる「貧困の連鎖」も生じています。

こうした中、浜松市社協では、全国の社協の動きに合わせてこれらの世帯への支援を新たな「生活困窮者への自立支援」事業として取り組みを推進していきます。

ただし、この事業については法律の施行が平成27年度からの予定であり、制度としての実施主体も浜松市であることから、浜松市と連携しながら体制整備を進めます。

また、生活福祉資金貸付事業や各種相談事業、ボランティアセンター事業等の連携を強化し、生活困窮者支援のための新たなネットワーク構築としての取り組みも検討していきます。

2. 生活困窮者自立支援法とは

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給その他の支援を行うための新しい法律です。

事業の実施主体は福祉事務所を設置する自治体ですが、社協や社会福祉法人、NPO等への委託も可能となっています。

3. 具体的な事業内容

- (1) 全面施行への対応検討
- (2) 福祉関係機関、実施機関との連携

4. 年次計画

取り組み内容	年 度				
	H26	H27	H28	H29	H30
全面施行への対応検討	○	○			
福祉関係機関、実施機関との連携		○	○	○	○

5. 災害時におけるボランティア体制の整備

1. 目的

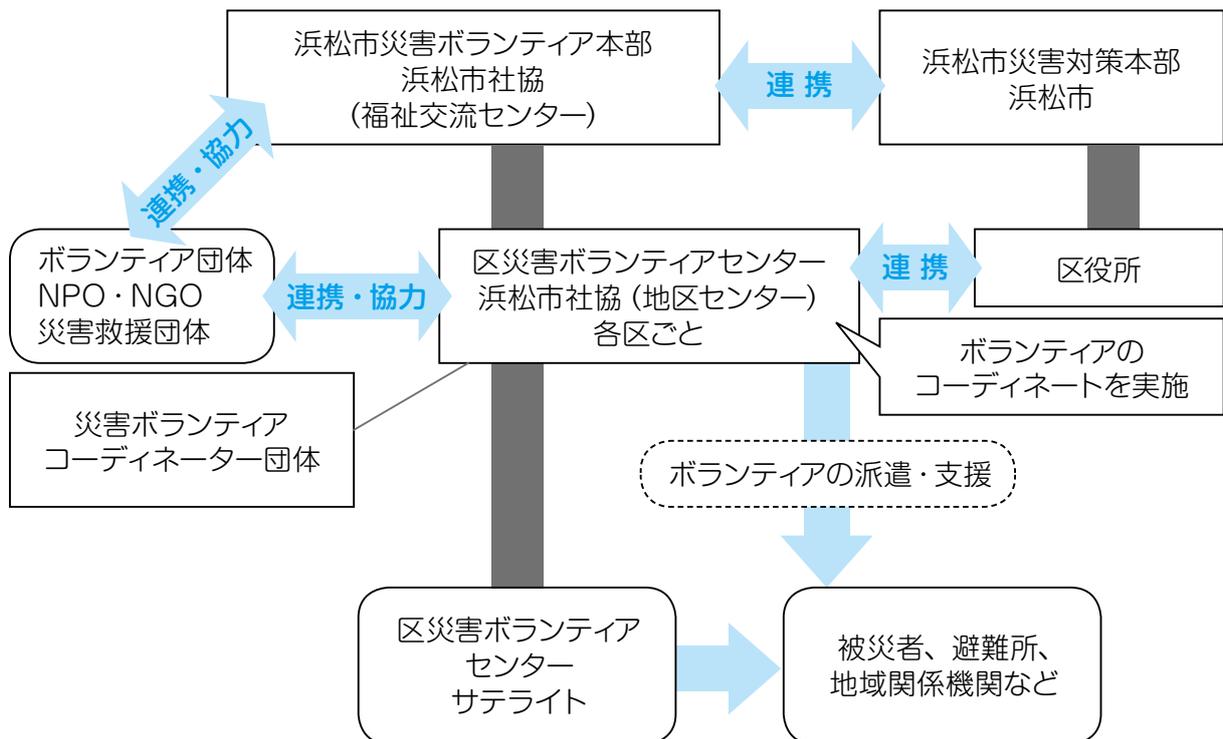
東日本大震災では約 130 万人以上のボランティアが救援・復興支援活動に携わり、現在もなお継続した支援活動が続けられています。近年では集中豪雨などの影響による風水害も各地で発生し、甚大な被害をもたらしています。また東海・東南海地震や南海トラフの影響による大規模地震等の被害想定が大幅に改定となり、災害時におけるボランティア拠点・機能とともに従来の考え方から再考せざるをえない状況となっています。

このような中、浜松市地域防災計画では、災害ボランティア本部及び区災害ボランティアセンターの設置・運営を浜松市社協が担うと位置づけられており、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に展開できるよう、現状の災害時のボランティア体制を見直し、再構築を図っていきます。

2. 現状の災害時におけるボランティア体制

浜松市社協は、災害時の被災者支援を円滑に行うため、災害ボランティア本部を浜松市福祉交流センターに、被災状況により区単位に区災害ボランティアセンターを設置します。

また被災者へのきめ細かい支援を行うため、区災害ボランティアセンターサテライトの設置ができる体制を整えます。



<災害ボランティア本部の役割>

- *区災害ボランティアセンターの支援・連絡調整
- *全社協、県社協、関東ブロック及び災害協定に基づいた連絡調整
- *災害ボランティア・支援活動に関する情報収集

<区災害ボランティアセンター>

- *ボランティア活動希望者のコーディネート業務

3. 具体的な事業内容

- (1) 災害時におけるボランティア体制の見直し
- (2) 災害ボランティアの育成とネットワークの推進
- (3) 災害時要援護者に関わる実態の分析と啓発

4. 年次計画

取り組み内容	年 度				
	H26	H27	H28	H29	H30
災害時における ボランティア体制の見直し	○	○	○		
災害ボランティアの育成と ネットワークの推進	○	○	○	○	○
災害時要援護者に関わる実態の 分析と啓発		○	○	○	○

IV区実施計画

1. 中 区	34
2. 東 区	39
3. 西 区	44
4. 南 区	49
5. 北 区	54
6. 浜北区	59
7. 天竜区	64



<区のページの見方>

実施計画は、区を単位として区策定委員会を設置して基本計画の柱の中から、計画期間中に重点的に取り組む内容を4項目選定しました。

また、実施計画の重点項目が対応している基本計画の柱番号を記載しました。

[取り組みの方向性]

- ・「早急」…計画実施期間の1～2年に特に集中して取り組む事業
- ・「継続」…従前の内容をさらに充実、強化して実施する事業
- ・「新規」…計画期間中に新しく実施する事業

中 区

<区の概要>

(平成 25 年 10 月 1 日現在)

面積	44.23 平方 km	自治会連合会数 (自治会数)	13 (139)
人口 (外国人登録者数を除く)	231,912 人	民生委員・児童委員定数	406 人
(0～14 歳)	13.07% (31,484 人)	小地域福祉活動組織数	地区社協 12
(15～64 歳)	63.81% (153,755 人)	保育所数	27 園
(65 歳～74 歳)	11.63% (28,028 人)	幼稚園数	29 園
(75 歳以上)	11.49% (27,702 人)	小学校数	26 校
外国人登録者数	9,057 人	中学校数	18 校
世帯数	106,710 世帯	高等学校数	11 校
		特別支援学校数	2 校

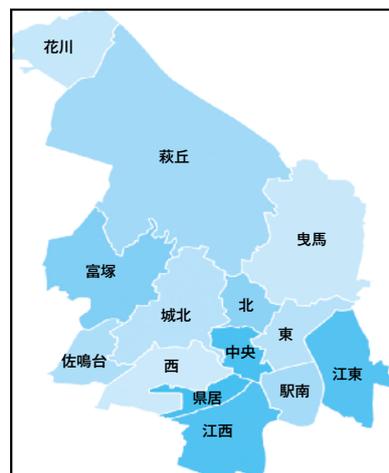
<区の特徴>

浜松市の中心部に位置する中区は、市全体のわずか3%の面積でありながら市民の約30%が住む人口最大の区です。

区域内には、主要幹線が通り交通事情に恵まれ、産業面、文化面でも市の中心地域となっています。

一方で、急速に高齢化が進み、高齢者世帯等が年々増加しているため高齢者への見守り体制が大きな課題となっています。また、東日本大震災以降災害に対する意識が高くなり、要援護者への支援体制など支援を求める声も必然的に多くなっています。

中央部と郊外では生活様式が大きく異なるために、多様な福祉ニーズに対応していく“まち”づくりが必要となっています。



実施計画

	重点項目	目的
1	支えあいの仕組みづくり	住民同士の見守り・声かけ・ふれあい・助けあい・支えあいなどによる活発な地域づくりを進めながら、生活課題を地域ぐるみでともに解決していくことを目指します。
2	地域福祉活動の人材づくり	地域で個別の福祉課題を解決する仕組みをつくりあげるためには、これに携わる人材が不可欠であるため、地域で人材育成を目指します。
3	福祉サービスと相談体制の充実	地域住民が、地域の中で見守られながら、必要な福祉サービス・相談を利用して安心して生活できることを目指します。
4	災害に強いまちづくり	災害啓発により、自助・共助の意識付け、また、災害時の支援体制強化を目指します。

1 支えあいの仕組みづくり

基本計画 ③④

中区の現状と課題

<住民懇談会での意見>

- ・高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者が地域から孤立しないように、日頃からのコミュニケーションが重要です。
- ・地域の中で、高齢者を支えていくシステムが必要になっています。
- ・マンションが多くなり、住民との交流や情報が得られない現状です。
- ・区画整理が進み、生活環境が良くなる反面、人間関係が希薄化しています。
- ・地域内で世代間交流をしているため、継続してきたいです。
- ・家事支援サービスは、各地域内での需要も多く、非常に役立っています。

住民相互が顔の見える身近に福祉を感じあえる範囲、移動できる範囲など小地域での福祉活動への取り組みが、求められています。住民懇談会の中でも高齢化や核家族化に伴い地域における支えあいは必須条件であり、地域のネットワークが不可欠であるという意見が多く聞かれました。

目 的

住民同士の見守り・声かけ・ふれあい・助けあい・支えあいなどによる活発な地域づくりを進めながら、生活課題を地域ぐるみでともに解決していくことを目指します。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
1-1	地域における交流・ふれあいの促進	継続	サロン活動や地域住民のふれあい交流事業の充実を図ります。
1-2	地区社協組織の強化	継続	既存の地区社協、未設立地区への支援を進めます。
1-3	地域福祉活動への支援	新規	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、情報提供や活動支援を行います。
1-4	地域の見守り活動の推進	新規	はままつあんしんネットワークへの協力を進めます。

期待される効果

「福祉の輪」が拡がり、住民同士のふれあいや学びあいを通して、地域のさりげない見守りや、近所に相談相手がいるといった「つながり」により、安心感の持てる生活が営まれます。また、お互いに助けあうことで、誰もが地域社会の一員として「自立」した生活を送ることにつながります。そして、一人ひとりの顔がつながり、お互いにわかりあえる「顔の見える関係」が日常的に地域にあれば、支えあいや助けあいが自然に生まれ、一人で悩みを抱えている人や声を出しにくい人の想いに応えることができます。

2 地域福祉活動の人材づくり

基本計画 ①③

中区の現状と課題

＜住民懇談会での意見＞

- ・サロン、老人クラブ参加者に男性が少ない為、男性が参加しやすい内容の企画が必要です。
- ・地域のボランティア活動に、気軽に参加できる仕組みづくりが必要です。
- ・学校向けの福祉教育が必要です。
- ・地域にボランティアグループを多く立ち上げてほしいです。
- ・高齢化により、ボランティア活動が期待できなくなっています。
- ・定年したばかりの若い人達が、地域のリーダーになってほしいです。

現状のボランティア活動者は特定の人や団体に偏りがちな傾向があるとともに、高齢化、後継者不足が課題となっています。また、小さい頃・若い頃から地域に関心を持ち、ボランティア活動を経験する機会づくりが必要であるという意見も聞かれ、地域においてボランティア活動者の育成が重要となっています。

目 的

地域で個別の福祉課題を解決する仕組みをつくりあげるためには、これに携わる人材が不可欠であるため、地域での人材育成を目指し、地域での活動者の輪を広げ継続した活動を目指します。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
2-1	活動の新たな力を発掘	継続	学校との連携により体験的福祉教育を展開し、次世代の人材発掘・育成を行います。地域との連携による、身近な地域における人材発掘・育成を行い、活動者の輪を広げていきます。
2-2	活動の担い手への支援	継続	地域活動者リーダー研修会等の充実を図ります。

期待される効果

「学校との連携」による次世代のボランティア活動者の育成とともに、「地域との連携」による身近な活動や講座を通じたボランティア活動者の育成に力を注ぎます。

「学校との連携」では、児童・生徒に対して、ボランティア活動とは何か、どんなボランティア活動ができるかなど、福祉やボランティアへの理解とやりがいを高める取り組みを展開します。

「地域との連携」では、ボランティアを養成するための講座の展開とともに、小地域福祉活動や住民参加型福祉サービス等への関わりを通じて、地域課題や福祉に関する理解を深めながら地域における福祉活動の推進役として活躍できる人材の育成が期待できます。

3 福祉サービスと相談体制の充実

基本計画

④

中区の現状と課題

<住民懇談会での意見>

- ・福祉サービスの情報発信を充実させてほしいです。
- ・専門機関同士の連携強化を望みます。
- ・個人情報保護法のことからも、要援護者に関する情報が不足しています。

現在、地域内には様々な相談窓口があり対応を行っています。しかし「どこに相談したらよいかわからない」といった声もあり、各窓口の周知を行う必要があります。さらに、窓口の周知だけでなくより身近に相談できる窓口としての充実を図るとともに、地域での解決が難しい場合には、適切な専門機関へつなげる仕組みづくりが必要となっています。

目 的

地域住民が、地域の中で見守られながら、必要な福祉サービス・相談を利用して安心して生活できることを目指します。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
3-1	相談支援体制の推進	継続	日頃の近所づきあいを深め、お互いに相談できる関係を構築します。 それぞれの専門機関と連携し、相談体制の充実を図ります。
3-2	わかりやすい情報の提供	新規	社協だより、ホームページのみならず地域の集まりを利用して情報発信を行います。

期待される効果

現在、区内では各種窓口を設置し、相談支援を行っています。さらに、民生委員・児童委員、地区社協をはじめとし、各種相談員などが地域での身近な相談窓口として活動を行っています。

地域で問題が起きた時、いつでも気軽に相談できる窓口が身近にあることは、問題の早期解決にもつながり、住民が地域で暮らしていく上での安心につながります。

4 災害に強いまちづくり

基本計画

⑤

中区の現状と課題

＜住民懇談会での意見＞

- ・地域によって、災害に関する意識が違います。
- ・自主防災隊が高齢化しています。
- ・減災の為に、地域の団体・組織が横のネットワークを強めていくことが重要です。

日常での地域福祉活動を通じて、今日では、浜松市社協が災害支援活動に取り組むとの認識が浸透してきました。一方で地区社協は災害支援活動にはあまりかわらないという認識があるため、災害発生時の浜松市社協、災害ボランティアセンター役割とともに地区社協に役割についても周知が必要となっています。また、関係機関や各団体との連携が少なく、見守り活動の理解や参加が不足しているため、災害時の対応に不安をいだいている住民が多くいるのが現状です。そのため、見守り活動、ネットワークの構築を行い、区民が安心して生活できる体制づくりが必要となっています。

目的

災害啓発により、自助・共助の意識付け、また、災害時の支援体制強化を目指します。
【浜松市社協の役割】

日頃からの地域福祉活動を通じた地域における要援護者支援（共助）の環境づくりとともに、隣近所において支援が確保できない場合に関係団体等とのネットワークによる支援等の調整（災害ボランティアセンター）の役割を担います。

災害時の被災者支援を円滑に行うため、災害ボランティア本部を浜松市福祉交流センターに、また、被災状況に応じたきめ細やかな支援を行うため、区ごとに区災害ボランティアセンターを設置します。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
4-1	災害時の支援体制の充実	継続	防災意識の向上を図るとともに、災害に備えるため、地域での災害講座・訓練を行います。 災害ボランティアの育成、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施します。
4-2	安心なネットワークの構築	継続	各組織・団体（自治会・地区社協・民児協・自主防災隊）とのネットワーク強化を図ります。

期待される効果

防災知識の普及・啓発等により一人ひとりの防災に関する知識を高めるとともに、地域の各種組織・団体（自治会・地区社協・民児協・自主防災隊）が連携を図ることで、地域全体での支援ネットワークが構築されます。さらに、地域住民が日ごろから隣近所との交流を深め、地域の安全を守る活動を行うことは、災害時のみならず、地域コミュニティの形成、防犯まちづくりといった日常のまちづくりにも大きく寄与します。

東 区

<区の概要>

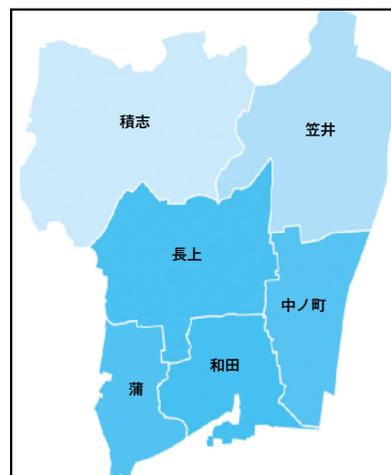
(平成 25 年 10 月 1 日現在)

面積	46.29 平方 km	自治会連合会数 (自治会数)	6 (107)
人口 (外国人登録者数を除く)	126,271 人	民生委員・児童委員定数	179 人
(0～14 歳)	14.92% (19,306 人)	小地域福祉活動組織数	地区社協 6
(15～64 歳)	62.54% (80,949 人)	保育所数	14 園
(65 歳～74 歳)	12.07% (15,633 人)	幼稚園数	12 園
(75 歳以上)	10.47% (13,549 人)	小学校数	12 校
外国人登録者数	3,166 人	中学校数	7 校
世帯数	50,878 世帯	高等学校数	2 校
		特別支援学校数	0 校

<区の特徴>

東区は、浜松市東部の 6 地区 (積志・長上・笠井・中ノ町・和田・蒲) で構成され、面積は市全域の約 3.1% を占めています。人口は市全体の 15.6% を占め、他の区と比べて 65 歳以上の高齢者人口の割合が最も低く、生産年齢人口の割合が高いことが特徴です。

また、新興住宅地を有する若い世代が住む地域と高齢化が進行している地域が点在し、住民同士のつながりの希薄化や求められる福祉ニーズの多様化など、生活環境の二面性が特徴としてあげられます。地域に根ざした必要とされる福祉活動や生活課題への対応が求められています。



実施計画

	重点項目	目的
1	福祉の理解と啓発	児童、障がいのある人、高齢者など垣根をこえて横のつながりをつくりつつ、地域の皆さんに広く福祉について啓発します。身近に感じることで意識を高め、理解を図ります。
2	福祉力向上の担い手づくり	地域にはいろいろな世代の方が居住しており、生活状況も異なります。その様々な人たちにボランティア活動への参加を促し、地域の福祉力を高め小地域福祉活動の活性化を図ります。
3	支えあう地域づくりの推進	地区社協活動を住民の手に届く魅力あるものにし、隣近所のコミュニケーション力の充実を図ります。
4	福祉ネットワークの充実	地域の福祉力を育む組織として民児協や福祉関係機関、地区社協などを基盤とし、自治会や企業などの社会資源と相互の連携を図ります。また、日頃からの取り組みより災害に強いまちづくりに寄与します。

1 福祉の理解と啓発

基本計画

①

東区の現状と課題

<住民懇談会での意見>

- ・地区社協が何をしている団体かわからない。活動内容をPRすべきです。
- ・地区社協で啓発活動をして多くの住民に知ってもらいたいが、地域が大きすぎて情報の徹底ができない。
- ・障がいのある人に対する理解が少ないです。
- ・地域では地区社協の存在が身近ではないです。チラシを見る程度。

<アンケート調査から>

地区社協の認知は「知らなかった」が56.4%であり、地区社協だよりなど広報紙を各戸配付していても、あまり認知されていない現状がみられます。また、「具体的な事業内容がある程度知っている」は1.4%であり、市内全体では7.2%となっており、4年前と比べても0.7%の伸びにとどまっていることから、「知らせる」啓発活動が課題となっています。

目的

児童、障がいのある人、高齢者など垣根をこえて横のつながりをつくりつつ、地域の皆さんに広く福祉について啓発します。身近に感じることで意識を高め、理解を図ります。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
1-1	ふれあい学びあえる環境づくり	早急	様々な人々が出会う場を通じ、自然とお互いを理解し学びあえる環境に取り組み、啓発につなげます。ボランティア講座や講演会などを開催して現状や実践を学び、具体的な福祉の必要性を地域に示します。
1-2	地区社協活動への理解	早急	「知らない」ことで「地区社協が必要ない」とならないために、地区社協の実際の活動を見たり知ってもらうことを目的に活動への参加を促します。自治会など地域での各種事業との連携を踏まえ、住民へより積極的な働きかけを行い、活動の理解を求めます。
1-3	福祉教育の推進	継続	幼少期からの障がいのある人と自然にふれあうことができる取り組みや、学校や企業での体験学習を通して地域内の学校と団体が連携し、「福祉や障がい」についての理解を深めます。

期待される効果

住民が興味を抱くような、また求められるような講座や講演会を開催し、福祉についての周知を図ります。身近に感じることで、様々な世代の横のつながりを強くします。

これからの時代を担う子どもたちに働きかけ、学校と地域との密な連携を目指します。地域行事に積極的に参加することで、地域の大人とのつながりをつくり、地域社会の課題を地域で考えていけるような取り組みを促します。

福祉や障がいについての体験学習や講座を多く取り入れることで理解を深め、差別や偏見を取り除きます。理解を深め、同じ地域に住むみんなで地域の絆を強くすることができます。

問題や課題を共有することで、課題解決に役立つ事業や活動を企画し、福祉への意識改革につなげます。

2 福祉力向上の担い手づくり

基本計画 ①②③

東区の現状と課題

<住民懇談会での意見>

- ・サロン活動者が少なくなってきており、担い手の育成が必要です。
- ・家事支援サービスを利用する人が増えているので、協力者を募りたいです。
- ・自治会中心の構成メンバーでは、地区社協の体制や活動に課題が生じ、今後の福祉のまちづくりに不安が残ります。
- ・同じ人がいくつもの役につき、高齢である。地区社協等役員の担い手不足です。

<アンケート調査から>

ボランティア活動への参加意向として、「条件さえ整えば参加したい」が最も多く55.0%、「参加するつもりはない」が36.4%となっています。活動の意欲はあっても、その内容や活動場所、時間に折り合いがつけられるかが課題となっています。また、地域に潜むニーズの発掘等、ボランティア情報の整備が必要です。

『地区社協の活動に参加したいですか』の問いでは、「わからない」が57.1%であり、地区社協の認知度の低さが背景にあると同時に、活動内容が不明瞭であることが現状と考えられます。

目的

地域にはいろいろな世代の方が居住しており、生活状況も異なります。その様々な人たちのボランティア活動への参加を促し、地域の福祉力を高め、小地域福祉活動の活性化を図ります。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
2-1	ボランティアの育成と活動の促進	継続	家事支援サービスや子育て支援などの講座開催により、支援員の養成、確保に努めます。また活動の幅を広げるためボランティアのスキルアップにつなげます。 専門的なボランティアの養成や自発的なボランティアの育成を目指し、その目的に合った活動のマネジメントを図れるよう取り組みます。 団塊の世代に対し、気軽に地域活動に参加できる仕組みづくりに取り組み、また、高齢者も地域での役割をもつことで互いに助けあい支えあう生きがいづくりにつなげます。 啓発活動として、チラシを配布するなどのPRをします。
2-2	福祉教育との連携	継続	幼少期からの啓発や子育てなどの交流活動を通し、ボランティアへの関心が自然に身につくように意識の啓発を図ります。 次世代育成につなげるための福祉教育を推進します。

期待される効果

地域で必要とされるボランティア活動を見つけ出し、明瞭かつ具体的に地域住民に周知することで、活動に参加しやすい環境が整備されます。

職場中心の生活を送ってきた人々は定年退職後も何らかの形で「働きたい」という意欲をもっている方が多いため、「働きがい」「生きがい」を見つけ出すことにより、参加意欲の向上につながります。

介護保険からはずれたところのきめ細かな支援につながり、地区社協活動が活性化されます。

ボランティアに参加する人が増えることで子育て、障がいのある人、高齢者の各支援活動につながります。

東区の現状と課題

＜住民懇談会での意見＞

- ・人と関わりたくない人が多くなっている。隣近所のコミュニケーションがとれなくなっている現状です。
- ・人の絆こそ、最大の防災をモットーに、昔のような向こう三軒両隣を復活させたいです。
- ・子どもと高齢者がふれあう機会がないです。
- ・地域で子どもを見守る仕組みづくりが必要です。

＜アンケート調査から＞

『病気や事故などで日常生活が不自由になったとき、地域で何をしてほしいか』の問いには「声かけ」が61.4%と最も高く、次いで「話し相手や相談相手」が52.1%といずれも他区に比べて、東区の数字は高くなっています。現代においてコミュニケーションの希薄化があげられている反面、人とつながっていることからくる安心感を地域に求めていると推測されます。また、災害時には隣近所の助け合いがまず重要であることから、住民主体の支えあいの地域をつくるのが課題となっています。地域の福祉を充実させていくうえでの課題として、「住民同士の連帯感（助けあい）」の希薄化があげられています。

目的

地区社協活動を住民の手に届く魅力あるものにし、隣近所のコミュニケーション力の充実を図ります。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
3-1	地区社協活動の活性化	継続	家事支援サービスやサロン活動、子育て支援など活動の充実を図り、地区社協を魅力あるものにしていきます。地域に点在する企業や関係機関などの社会資源と民生委員・児童委員をはじめボランティアの協力者との連携を深めます。積極的に情報を得るよう働きかけ、顔の見える関係を築いていきます。必要とされる活動を目指し、安定した財源確保も視野に入れ、活動の活性化に結びつけます。コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、情報提供と活動支援に取り組みます。
3-2	地域の見守り活動の推進	継続	各関係機関の参画による東区あんしんネットワークの推進を図ります。
3-3	防災への意識づけ	継続	地域に住む児童や生徒に対し、防災教育の一環として高齢者世帯などとの関わりをもち、地域で支えあう仕組みづくりを意識づけし、日頃から顔なじみの関係をつくります。

期待される効果

自分の住む地域の身近な福祉活動を推進することにより、それぞれの地域性を生かした地区社協の活動の活性化につながります。

地域の企業や福祉団体、ボランティアグループなどの連携で、地域の活性化が図られます。元気な高齢者が住み慣れた地域で“仲間”と共に住み続けることができ、見守りや生きがいにつながります。

子ども達への意識づけにより、人との関わりや地域で生きていくことの大切さが理解され、まわりの大人とのつながりも生まれ、支えあう地域づくりの推進につながります。

4 福祉ネットワークの充実

基本計画

③

東区の現状と課題

＜住民懇談会での意見＞

- ・自治会、民児協、浜松市社協で横のつながりを強くし、手厚いサービス提供につなげることが必要です。(定期的に情報交換)
- ・浜松市社協が福祉関係のNPOと連携できたら、ボランティア活動ができる人材育成ができると思います。

＜アンケート調査から＞

『浜松市の担当窓口や浜松市社協、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどが各種の福祉相談に対応している体制は十分だと思いますか』の問いに、「わからない」が70.0%と高く、反対に「十分だと思う」が5%となっています。相談体制が十分でない理由に「気軽に身近な場所や人がいない」(52.9%)という結果もあり、関係機関が個々に活動してはネットワークが途切れてしまうため、必要な人に必要な支援が行き届かない現状があります。

目的

地域の福祉力を育む組織として民児協や福祉関係機関、地区社協などを基盤とし、自治会や企業などの社会資源と相互の連携を図ります。また、日頃からの取り組みにより災害に強いまちづくりに寄与します。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
4-1	関係機関との連携	継続	各地区の特色ある取り組みや活動を把握し、実践者を紹介したりすることで、相互間の活動の活性化を図ります。実務者間の連絡、連携を進めるために意見交換の場をはじめ、関係機関が情報交換をする機会をつくります。
4-2	社会資源の把握	継続	当事者相互または当事者と地域、浜松市・企業など各種関係機関とつながることで、必要な人に必要な支援が行き届くよう「あんしんネットワーク」の構築と充実を図ります。企業と連携を図り、障がいのある人の雇用や福祉への理解など地域福祉活動への参加を呼びかけ、つながる取り組みを働きかけるなど地域福祉型社会貢献(CSR)の促進につなげます。
4-3	災害時における連携	新規	日頃からの取り組みとネットワークを通し、防災意識の向上を図ります。

期待される効果

意見交換や情報交換の機会により、地域の現状把握・情報の共有化が図られます。また相互の交流にもつながり、常に連携することができます。

福祉関係団体とのネットワークを図ることで、ボランティア活動(担い手発掘など)への相乗効果が見込まれます。

災害に強いまちづくりを目指し災害時における要援護者への理解、対応にもつながり、自助・共助の意識が強まります。

企業の福祉への理解が得られることにより、社会を構成する様々な主体同士がともに連携でき、地域福祉のネットワーク化が図られます。

西区

<区の概要>

(平成 25 年 10 月 1 日現在)

面積	85.49 平方 km	自治会連合会数 (自治会数)	8 (61)
人口 (外国人登録者数を除く)	112,362 人	民生委員・児童委員定数	160 人
(0～14 歳)	14.97% (17,133 人)	小地域福祉活動組織数	地区社協 8
(15～64 歳)	61.47% (70,375 人)	保育所数	16 園
(65 歳～74 歳)	12.14% (13,892 人)	幼稚園数	16 園
(75 歳以上)	11.42% (13,078 人)	小学校数	12 校
外国人登録者数	2,116 人	中学校数	7 校
世帯数	42,525 世帯	高等学校数	4 校
		特別支援学校数	1 校

<区の特徴>

浜松市の総人口の約 14%を占める西区は、浜名湖の東側に面しており、鎭山寺温泉や弁天島温泉などの景勝地に恵まれた土地です。東海道本線や国道 1 号線、東名高速道路浜松西インターチェンジなどがあり、東西の交通網が発達しています。

その一方で、南北の交通網が不十分であり、高齢化率が高い地区では、日常生活での不便さが課題となっています。そのため、地域でのつながりあいが欠かせない地域であり、地域住民同士での支えあう姿勢が重要となっています。



実施計画

	重点項目	目的
1	地域の住民が主体となった見守り活動の推進	地域の孤独死・孤立死を防止するため、地域住民、関係機関・団体等がネットワークの強化を図り、地域住民による見守り活動を推進します。
2	地域で進める閉じこもり予防・支援体制の強化	高齢者、障がいのある人に健康づくりや生きがいづくりの支援を効果的に行っていくため、地域での閉じこもり予防・生活支援体制を強化していきます。
3	地域ぐるみで子どもを育てる体制の整備	子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、家庭・地域・関係機関等が一体となり、安心して子どもを育てられる体制整備を進めます。
4	地域に根差したボランティアの育成	住民の福祉意識の高まりや参加意欲を地域福祉の充実に活かしていくための仕組みづくりや、継続的な活動を支えるための人材育成を進めます。

1 地域の住民が主体となった見守り活動の推進

基本計画 ③④

西区の現状と課題

＜住民懇談会での意見＞

- ・今現在は元気であるが、自分に支援が必要になった時、どうなるかが不安です。
- ・近所のひとり暮らし高齢者が、朝お風呂に入り意識がなくなり死亡していました。
- ・災害時の要援護者支援は、隣保や地域住民が担うしかないので、住民の意識を高める必要があります。
- ・地域で孤立している方への支援は、地域住民の見守りと、専門の相談機能を持ち合わせた地域包括支援センター、民生委員・児童委員、関係機関等との連携が必要です。
- ・地域の高齢化・核家族化が進む中では、自治会、民生委員・児童委員、地区社協との連携による見守りが必要です。
- ・ひとり暮らし高齢者が増加している現状では、地域の諸団体が連携して見守り体制を築いていくことが必要です。
- ・地域の住民が、互いに助けあえるようなシステムづくりを考えることも重要です。

地域社会では、住民同士のつながりが希薄化しつつあるなかで、一人で抱えきれない問題がきっかけとなり、自殺や孤立死、介護疲れや育児不安による虐待等多様な問題が後を絶ちません。これらの問題は、少子高齢化、核家族化等により、家族の中で助けあって問題を解決していく力が弱まっている現状があります。

目的

高齢者の一人暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増えており、自分達で解決したくても解決しづらい状況になっています。そのため、災害時における要援護者支援という観点からも、福祉サービスの充実に合わせて住民相互のつながりを強め、地域の中で支えあえる体制づくりを進めていきます。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
1-1	地域見守り体制の推進	早急	地域で孤立する人がいないように、地域見守り体制を強化し、西区としてのあんしんネットワークを推進します。
1-2	災害時に備えた地域の関係づくりの強化	継続	災害時に備えた近隣住民とのつながりや、防災組織（自治会、自主防災隊など）との関係づくりを図り、地域における災害時の支援体制を強化します。
1-3	地域型「福祉相談窓口」の開設	新規	地域住民が身近で気軽に相談できる相談窓口を各地区のボランティアコーナーに設置し、日常生活圏域における相談機能を充実します。

期待される効果

ひとり暮らし高齢者等を対象に、あいさつ・見守り活動（※気に掛けながらの見守り）や関係機関からの声かけ活動を行い、地縁的な人間関係・社会関係の再構築を図ることが可能になります。身近な地域に相談窓口を設置することで、日常生活上の困りごとを早期に発見し専門機関につなぐことができます。

災害を想定したときに、近隣住民とのつながりや防災組織（自治会、自主防災隊など）との関係づくりが重要になるため、事前に地域の支援体制を整えておけます。

西区の現状と課題

<住民懇談会での意見>

- ・高齢化により、お年寄りの外出（※買い物、通院など）が難しくなっているため、移送サービス（※福祉車両の運行）を浜松市、浜松市社協、NPO等の機関が検討を進める必要があります。
- ・歩いて行ける距離で、“高齢者の居場所”づくりを拡充してほしいです。
- ・まだ、地域の人々に“知られたくない”という障がいのある人がいる家庭があります。
- ・介護者になってみないと分からないこともあり、当事者同士の交流があればよいと思います。
- ・情報化時代であるため、外へ出なくても楽しめることが多いが、身体的・精神的な疾病を起こす要因となっています。

地域環境の変化から、近隣から見ると課題を抱えていない世帯に思えても、買い物や通院、ゴミ出しなど、日常生活を維持する上でちょっとした手助けを必要とする世帯が増えています。また、地域によっては近隣住民とのつながりが薄れ、家に閉じこもりの高齢者や障がいのある人も多くなっています。

目的

閉じこもりの要因として、身体的、心理的、環境要因3点があげられます。地域住民が“明日は我が身”という問題意識を持ち、住民自らの予防対策の推進、住民参加による生活支援対策を講じます。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
2-1	ふれあいサロン活動、当事者交流会の支援強化	継続	高齢者、障がいのある人の生きがいづくりと社会参加を促すサロン活動や、当事者交流会の活動支援を強化します。
2-2	家事支援サービスによる生活支援の普及	継続	在宅生活の継続を高めるために、地域でできる生活支援としての家事支援サービスの普及を図ります。
2-3	介護予防運動事業の推進	新規	高齢者の身体機能の向上を図り、健康寿命を延ばす筋力向上運動、転倒予防運動などの健康運動プログラムを関係機関と連携し地域への普及を図ります。

期待される効果

生活習慣病予防、健康の保持・増進、介護予防についての知識の普及や啓発のための出前講座の実施、高齢者支援活動のふれあいサロン、社会参加を促す当事者の交流会、家事支援サービス等の「助けあい活動」を充実させることによって、地域住民が、いつまでも自分らしい生活を送れるような地域社会の構築が期待できます。

3 地域ぐるみで子どもを育てる体制の整備

基本計画 ①③

西区の現状と課題

<住民懇談会での意見>

- ・地域で子どもとの“ふれあい”を目的とした活動、イベントを行ってほしいです。
- ・親子で集う場（なかよし館、子育て支援広場など）はあるが、情報発信が十分にされてないため利用者の広がりがありません。
- ・子どもたちが遊び、親同士が情報交換でき、息抜きできる“憩いの場”がほしいです。
- ・今の若い親世代は、土日に仕事や共稼ぎ世帯も多く、子ども会の支援を地域の協力やボランティアでできないでしょうか？
- ・地域の中での伝承活動や世代間交流が少なくなってきました。
- ・高齢者と同じように、子どもの“居場所づくり”や“見守り支援”が必要です。
- ・中高生の役割を考えて、災害時に地域で活動できる環境づくりをしてほしいです。

近年の社会変化の中で、個人や世代間の価値観の多様化が進み、地域の連帯意識も希薄になってきている現在、かつてのような交流はなかなか難しい状況にあります。

目的

子育て中の同世代の親同士が交流を図り、悩み事の相談・情報交換できる機会の場をつくることや、親子自らが地域への愛着を高めます。また、幅広い世代間の交流、地域の祭りや団体行事等への参加、ボランティア活動等を通じて、支えられる子どもとその家族が、支える側である地域住民と日頃から交流を図ります。こうした地域の様々な交流によって、子どもの社会性を養います。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
3-1	子育てサロンの拡充	継続	子育て家庭の親子が集い、育児不安解消や仲間作りの場を提供する子育てサロンを充実させるとともに、「サロン立上げ講習会」を実施し、サロン活動の普及拡大を進めます。
3-2	地域を基盤にした福祉教育事業の展開	継続	地域の社会資源と連携した福祉教育の推進を図り、段階的な体験学習指導と福祉教育プログラムの充実を図ります。
3-3	参加型交流体験ができるプログラムの開発	新規	地域の様々な人との交流を通して“知ること、理解すること”の体験プログラムを開発し、地域住民の関係づくりにつなげていきます。

期待される効果

地域における子育て中の親子同士の交流促進を図る「子育てサロン」を増やすことで、子育てを共感できる仲間ができ、子育てへの負担感を軽減します。また、子どもから高齢者まで様々な世代が、地域で気軽に集まれる場や機会を浜松市社協と関係機関・団体等が連携して提供することで、家庭や学校、地域など様々な場面での交流やふれあいを促進していきます。

加えて、小・中学生への福祉教育を充実させるとともに地域の社会資源との連携を図ることで、地域全体で子育てに取り組める環境づくりが行えます。

4 地域に根差したボランティアの育成

基本計画 ②③

西区の現状と課題

＜住民懇談会での意見＞

- ・自治会や地区社協などの役員自体が高齢化しており、いざというときに動けないので、地域での若い人のボランティアリーダー育成が必要です。
- ・家事支援サービスでは、通院やゴミ出しが多くなってきており、活動者が少ないためボランティア調整が難しくなっています。
- ・地区社協の事業や活動をコーディネートする専従のボランティアコーディネーターの育成が必要です。
- ・地域の助けあいや支えあいが叫ばれる中、地域住民の地域福祉活動に対する意識高揚を図り、活動の担い手を増やしていくことが必要です。
- ・地域の福祉ニーズを把握した上で活動メニューを作り、住民参加を促すことが大切だと思います。
- ・いろいろな活動をしていても、参加するのはいつも同じ顔ぶれであり、一部の人達だけで活動しています。
- ・地区社協の活動が知られていないため、地域の福祉人材が少ないです。

地域福祉を推進する上でボランティアの存在は大きいものですが、福祉活動の担い手の高齢化・固定化が進む一方、現役世代である若い人材の参加が少ないことが課題となっており、活動を継続・発展させていける世代交代を図るための支援策や、住民がボランティア活動に積極的に参加できる環境の整備、誰でも参加しやすいメニューの提供を充実させることが求められています。

目的

住民に身近な地域の福祉活動組織である地区社協の存在や活動を知ってもらい、地域福祉活動への参加促進を図ります。また、地域にマッチした活動を充実させることも重要であることから、企画力・行動力のある福祉人材の育成・登用を実施していきます。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
4-1	地域福祉活動者の人材発掘	早急	地域固有の福祉ニーズにこたえるためのボランティアを増やすために、地域福祉活動を理解してもらう啓発活動の強化、活動を進めるボランティアの育成・支援を行います。
4-2	地域福祉活動リーダー、コーディネーターの育成	継続	地域の中でのボランティア活動を牽引するリーダーの養成、活動の企画・調整役のコーディネーターの養成を行います。
4-3	中・高生が活躍できる場づくりとボランティア情報の充実	継続	中・高生が気軽にボランティア活動に参加できるように、地域の福祉施設・福祉団体等との連携を図るとともに、地域の福祉活動情報をタイムリーに提供していきます。

期待される効果

さまざまな知識や技術、経験を豊富に持ち合わせた地域に住む方々に対して、地域福祉活動に関心を持ってもらうように啓発活動を行い、新しい地域福祉活動者を増やすことができます。また、地区社協活動者やふれあいサロン活動者、家事支援サービス協力員など、地域福祉活動の中核となる活動リーダー、コーディネーターとなる人材養成を行うことにより、活動自体の活性化につながります。

そして、次世代の子どもたちがボランティア活動に関心を持ち、自然体の中で地域福祉を考え、感じられる場の提供を行うことで、自分たちの地域への愛着心が生まれる機会となります。

南区

<区の概要>

(平成 25 年 10 月 1 日現在)

面積	47.02 平方 km	自治会連合会数 (自治会数)	7 (79)
人口 (外国人登録者数を除く)	100,370 人	民生委員・児童委員定数	153 人
(0～14 歳)	14.05% (14,642 人)	小地域福祉活動組織数	地区社協 7
(15～64 歳)	62.14% (64,776 人)	保育所数	8 園
(65 歳～74 歳)	12.64% (13,178 人)	幼稚園数	11 園
(75 歳以上)	11.17% (11,638 人)	小学校数	9 校
外国人登録者数	3,864 人	中学校数	6 校
世帯数	41,039 世帯	高等学校数	2 校
		特別支援学校数	1 校

<区の特徴>

南区は、浜松市南東部に位置し、南に遠州灘、東に天竜川を臨んでいます。産業面では区の面積の約 5 割を農地が占めている一方で、大手企業をはじめ工業団地には多くの事業所が集積し、活発な事業展開がされています。区域内には国道、県道が通り、区北部を JR 東海道本線が通り東西交通に恵まれています。しかし、区南部における公共交通事情は十分ではありません。

また、南区は天竜川、安間川、馬込川、芳川などの河川や遠州灘海浜など、豊かな自然環境に恵まれている一方、大規模災害による甚大な被害が懸念される地域でもあります。



実施計画

	重点項目	目的
1	地域福祉活動における担い手の育成	活力あふれる地域づくりを推進し、住みよい街づくりにつなげていくため、地域に携わる人材の発掘と育成を行います。
2	地域で支えあう仕組みづくり	地域の中で起こる生活課題などを、住民同士の共助により解決していくとともに、希薄になりつつある「つながり」を強めていきます。
3	相談窓口の拡充	相談窓口の周知と連携を進めながら、地域住民が必要な相談やサービスにつなげられることを目指します。
4	減災の啓発・強化	災害による被害を少しでも減らすため、有事の際の支援協力体制と住民への自助・共助の意識向上を目指し、公助について働きかけていきます。

1 地域福祉活動における担い手の育成

基本計画

①

南区の現状と課題

＜住民懇談会での意見＞

- ・地区社協の認知度を上げるためにも、活動の機会を増やすことが必要です。
- ・個人主義が増えてきたため、地域福祉活動が難しくなっています。
- ・もっとたくさんのグループを作り、地域を活性化させたいです。
- ・女性は地域の活動に参加するが、男性の参加は少ない傾向があります。
- ・子どもを育む目が地域にもっと必要です。

南区では平成25年10月1日の時点で高齢化率が23.81%であり、今後も上昇傾向にあります。それに伴い地域の活動、ボランティアに携わる人の高齢化と、新たな担い手の不足が現状として挙げられています。

地域の活性化を進めるためには、これまでの活動経験を活かしつつ若い世代の地域活動への意識づけと、ボランティアを体験する機会をつくることは急務であり、活動者の育成は必要なことです。

目的

活力あふれる地域づくりを推進し、住みよい街づくりにつなげていくため、地域に携わる人材の発掘と育成を行います。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
1-1	福祉教育の体系的推進	早急	浜松市社協と地区社協、地域住民と連携し、地域における活動の担い手の人材発掘と育成を行います。学校や浜松市社協、地区社協、関係機関、各団体、浜松市と協働し、体験を通じた福祉教育を年代等の段階的に推進します。
1-2	地域福祉活動者への支援	継続	地域活動に携わる人たちに対して、必要な講座や研修会を開催します。

期待される効果

児童、生徒の福祉やボランティアについての理解とやりがい、地域などへの関心が高まります。

また、講座、研修会等を通して地域で活躍できるボランティアを育成し、地域の福祉力の向上を図るとともに、福祉に関する理解を深めながら、地域より挙がる問題と課題に対して活動の展開が期待できます。

2 地域で支えあう仕組みづくり

基本計画 ③④

南区の現状と課題

＜住民懇談会での意見＞

- ・サロン・通院・買い物などの移動手段の問題が深刻化しています。
- ・高齢者世帯や知的障がい等を持つ方がいる世帯は孤立しがちです。
- ・今までできたことができなくなってきており、支えあう地域活動が求められています。
- ・家事支援サービスを本当に必要とする人が受けていない気がします。

地域の中でつながりが希薄となり、高齢者のひとり暮らしや高齢者世帯の増加、生活課題を抱える世帯の孤立など、日常生活に不安を抱える問題が潜在化しています。身近な問題発見の仕組みづくりには隣近所で顔の見える者同士の支えあいが重要になってきています。

住民同士が地域福祉活動を通して相互に支えあう場として、地区社協の活動推進に力を入れることが必要です。

目的

地域の中で起こる生活課題などを、住民同士の共助により解決していくとともに、希薄になりつつある「つながり」を強めていきます。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
2-1	地域での交流事業の促進	継続	高齢者サロン、子育てサロンの充実と世代間交流を促進します。
2-2	家事支援サービスの拡充	継続	地域での家事支援サービスの啓発と支援を行います。
2-3	地区社協の支援	継続	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し情報提供と活動支援を行います。 市社協による地区社協の運営・活動支援と、地区社協連絡会を活用した情報交換を充実します。
2-4	地域福祉活動の協働	継続	各関係機関・団体がつながりを持ち、情報提供や活動の支援を行います。

期待される効果

地域のつながりを強めることにより、「孤立や悩みを抱えているが相談できない」といった生活上の問題を早期に見つけ出すことができます。

お互いが支えあうことで地域社会の一員としての意識を持ち、住み慣れた地域で自立した生活を送るための自助力と共助力につながります。

また、住民同士の支えあいは、公助だけでは対応しきれない細やかな課題についても、関係機関との連携により解決に導くことも期待されます。

3 相談窓口の拡充

基本計画 ③④

南区の現状と課題

<住民懇談会での意見>

- ・介護保険についてよく分からない人が多いです。(制度、申請方法、相談場所)
- ・経済的に困っている人が多いが、自分が制度やサービスを知らないので支援ができません。
- ・福祉の制度に対して無関心な人が多いです。

南区には様々な相談窓口があり対応しています。しかし、どこに相談したらよいか分からないといった声もあがっており、各窓口を地域住民へ広く周知する必要があります。また、身近な相談窓口として7ヶ所ある地域ボランティアコーナーの充実についての要望も上げられています。そして地域での解決が難しい問題について、専門の機関と協力・連携し、速やかに問題解決へ導くことのできる体制が求められています。

目的

相談窓口の周知と連携を進めながら、地域住民が必要な相談やサービスにつなげられることを目指します。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
3-1	地域ボランティアコーナーの強化	早急	各地区のボランティアコーナーについて、地域住民への周知、他地区コーナーとの情報を共有し、誰もが利用しやすいボランティアコーナー運営を行います。
3-2	情報発信の強化	継続	回覧チラシからホームページやブログ・ツイッターなどを使い、あらゆる世代へ広報啓発を図っていきます。
3-3	相談支援機関・団体との連携	新規	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、情報提供と活動支援を行います。身近に相談できる窓口の周知と、専門機関・団体との連携、体制を構築します。

期待される効果

区内には専門の相談窓口の他、民児協や地区社協といった地域に密着したところでも相談支援は行われています。地域にそのような窓口があることを理解して活用することができれば、そこに住む住民にとって安心を与えると同時に、問題の早期解決につながることができます。

南区の現状と課題

<住民懇談会での意見>

- ・災害規模がどのくらいかわからないため、何をしたらよいか分かりません。
- ・津波ばかりクローズアップされているが、それ以外の被害（地震・火災・液状化など）にも注意が必要ではないかと思われま。
- ・地域で津波から逃げる訓練に取り組む一方で、「考えようがない」「どうしようもない」と思ってしまう人もいます。
- ・地域で密着した訓練が必要。逃げるという意識づけの訓練が必要だと思います。
- ・災害ボランティアと地域のつながりを持たせる仕組みを作らないと、有事の際は機能していかないと思います。

区全体としては、災害に対する意識は高いのですが、災害に対する準備は十分とはいえません。

また、南区には福祉施設も多く存在しており、関係機関・団体との連携を深め、地域全体での防災意識をより高めることが必要です。

目的

災害による被害を少しでも減らすため、有事の際の支援協力体制と住民への自助・共助の意識向上を目指し、公助について働きかけていきます。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
4-1	減災の啓発と支援	早急	減災意識の向上を図るために、災害時に備えた講座・訓練を行い、地域住民の自助力を高めます。
4-2	災害時の支援体制の充実	継続	災害ボランティアの発掘と育成、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を継続実施し、支援体制の充実に努めます。
4-3	ネットワークの構築	継続	関係機関・団体による支援協力体制の構築と強化を行います。

期待される効果

災害と防災について啓発を行うことにより、知識と意識の向上が図られ、減災につなげることができます。

各関係機関・団体が連携し、地区での支援体制づくりに向けたネットワークの構築をすることにより、地域住民のつながりを深め、災害のみならず地域全体で日ごろからの見守り活動につながることを期待されます。

そして発災時には、ボランティアによる支援を円滑に行えるよう、災害ボランティアセンター機能の充実に向けての取り組みが図られます。

北 区

<区の概要>

(平成 25 年 10 月 1 日現在)

面積	295.59 平方 km	自治会連合会数 (自治会数)	6 (119)
人口 (外国人登録者数を除く)	93,808 人	民生委員・児童委員定数	157 人
(0～14 歳)	13.41% (12,743 人)	小地域福祉活動組織数	地区社協 5
(15～64 歳)	61.44% (58,376 人)	保育所数	12 園
(65 歳～74 歳)	12.15% (11,542 人)	幼稚園数	21 園
(75 歳以上)	13.00% (12,352 人)	小学校数	17 校
外国人登録者数	1,205 人	中学校数	8 校
世帯数	34,647 世帯	高等学校数	6 校
		特別支援学校数	1 校

<区の特徴>

浜名湖の北東部に位置する北区は、区では 2 番目の面積を有し、人口が市全体の 12%、面積が約 18% を占めています。区内各地域では浜松市社協の捉え方や存在意義、期待感が大きく異なっている状況です。一方近所付き合いの希薄化やボランティア活動者の高齢化など各地域で共通する問題もあり、地域福祉活動の総合的な推進が必要となっています。中山間地域では、公共交通機関による移動手段が少なく、生活に不便を感じている住民も多いようです。

各地域のふれあいまつり等への参加を通じ、浜松市社協の存在が住民に広く浸透していくように「身近な地域福祉」活動に取り組むとともに、高齢者や障がいのある人に関する施設等の地域資源が多い北区の特性を生かし、地区全体の問題に取り組めるネットワークを構築していく必要があります。



実施計画

	重点項目	目的
1	地域での支えあいと助けあい活動の推進	地域住民相互の支えあいと助けあい活動を充実します。
2	小地域の福祉活動支援と人材育成及び調整	地区社協や自治会と協働で介護予防やサロン活動に携わる人材を発掘し、共に支えあう小地域活動の推進を図ります。
3	福祉相談窓口の機能強化と情報発信の推進	福祉相談窓口として関係機関と連携しコーディネート能力を向上させ、相談支援の充実を図ります。
4	災害時に備えた関係機関との連携強化	災害時に限らず、住民がお互いに支えあうために日頃からのつながりづくりや広報啓発を充実させ、いざという時に力を発揮できる関係をつくります。

1 地域での支えあいと助けあい活動の推進

基本計画 ③④

北区の現状と課題

＜住民懇談会での意見＞

- ・隣近所の関係が希薄化する中で地域の助けあい活動が大切となっています。小さなことでも助けを必要とする人をどう支援していくのかを考える必要があります。
- ・（福祉について）どうやって関心を持ってもらうかという方法が大事です。
- ・高齢者世帯で、配偶者が病気やケガなどで日常生活に支障きたす状況があります。
- ・地域で障がいのある人を支援するためには、そのための知識や技術を支援する方に啓発したり、指導することが大切です。
- ・地域における住民が互いに助けあえるようなシステムづくりを考えることも重要となります。

核家族化や高齢化が進み、公的サービスだけでは対応できない個別の生活課題が増えています。そのため、住民同士が見守りあい、地域で日常的に支えあっていくことに関心が高まってきています。

目的

地域における助けあい活動を通じて地域住民相互の支えあい精神を醸成することを目的とします。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
1-1	地域住民に対する福祉教育・ボランティア啓発推進	継続	地域住民が、地域の生活課題や福祉課題に気づき、それらを解決していく実践力を養うために、ボランティア養成講座等を開催し、ボランティア活動の活性化を図ります。
1-2	家事支援サービスへの取り組み及び体制整備	継続	地区社協や自治会と連携し、その地域にあった家事支援サービスを進めます。
1-3	教職員対象の福祉に関する研修と連絡会の開催	新規	教職員を対象に、地域の福祉課題や福祉教育についての研修を行い、福祉教育に関する指導の強化を図ります。

期待される効果

家事支援サービスなどの支えあい活動が地域で展開されることにより、地域や近隣で助けあう関係がつくられます。

地域での見守りや安否確認を進めることで、振り込め詐欺や孤独死等を含めた住民の生活課題を防止するなど、近隣で支えあう関係づくりにつながります。

学校・地域の福祉関係者・浜松市社協とのネットワークが構築され、複合的に福祉教育を推進でき、地域全体の福祉向上につながります。

北区の現状と課題

＜住民懇談会での意見＞

- ・(地域の中での) 情報交換、安否確認、小地域の声掛けが大切です。
- ・地区社協の認知度が低く、地域住民への理解が十分ではない面があります。
- ・地区社協の活動拠点であるボランティアコーナーが欲しいです。
- ・何をするかは簡単だが、誰がするのが問題になります。
- ・地域に貢献できる年齢もあがり、高齢化率だけではなく地域ボランティアの高齢化も進んでいます。
- ・ボランティアはしたいけど、実際やっていないという人が多いという日本人の気質もあるが、モチベーションのある人の発掘が大事です。

地区社協の役割や福祉の重要性が、住民に理解されていないのが現状です。また、活動者が限定され、新しく参加する人が増えない現状です。

目的

活動のきっかけづくりとして、地域住民が不安に思うことや興味のあることに焦点をあて、地域の実情に合わせた「担い手育成」を行います。また、浜松市社協と地区社協、自治会が協働し、地域での福祉活動に携わる人材を発掘することで、共に支えあう小地域活動を推進することを目的とします。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
2-1	地区社協や自治会との連携強化と拠点の整備	継続	日頃から地区社協や自治会との協議・連携を図るとともに、住民の福祉活動の基盤としてボランティアコーナーの設置を促進することで地域福祉活動の活性化を図ります。
2-2	人材の確保と育成とコーディネート機能の充実	新規	傾聴ボランティア養成講座等を通じて、人材の確保や育成を行います。 また、自分の特技を活かした活動参加ができるようコーディネート機能を充実します。

期待される効果

拠点を整備することで地域福祉活動の情報発信力が強まります。地元ならではの顔がつながる関係を生かしたコーディネートが充実することで、福祉活動へ参加する側と受け入れる側で支えあいの精神が生まれます。

3 福祉相談窓口の機能強化と情報発信の推進

基本計画

④

北区の現状と課題

<住民懇談会での意見>

- ・福祉サービスについて、高齢者などどんな立場でもどんな人にでもわかりやすい説明をしてほしいです。
- ・助けてほしいことがあってもどこに相談すればいいのかかわからないです。
- ・福祉総合窓口、ワンストップが必要。回答を求めてもタライ回しの現状があります。

制度の細分化などのため相談窓口が多数設置され、住民が「何をどこに相談していいのかが分かりにくい」ということがおこっています。

高齢者や障がいのある人、子ども等に関する専門機関は多くありますが、相談内容の多様化や複合的な相談も増加しており、包括的な支援に取り組むには、関係機関との連携が欠かせない状況です。

目的

福祉相談窓口として関係機関と連携しコーディネート能力を向上させ、相談支援の充実を図ります。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
3-1	福祉情報の把握と対応の充実	継続	正確な情報の収集と発信をホームページ等でします。また、地区社協などの相談機能を充実させ、相談を適切な相談窓口へつなげることができるようにします。
3-2	相談窓口間のネットワークの強化	新規	相談の初期段階から解決に向けて適切な窓口と連携できるよう、常に新しい情報を収集・発信します。また、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、福祉施設等、保健・医療・福祉の専門機関と協力し相談体制の充実を図ります。

期待される効果

関係機関と連携することで、複合的な課題を抱える相談でも、複数の専門機関とつながり、包括的な支援ができます。

また、「何をどこに相談したらいいのかわからない」という意識が「どこに相談してもいいんだ」という意識に少しでも変わることによって、速やかな解決につながり、また潜在している生活課題を掘り起こすことが可能となります。

北区の現状と課題

＜住民懇談会での意見＞

- ・災害時等における地域の要援護者の把握が難しく、どうやって支援していけばいいのかわからないです。
- ・隣近所の方々との助けあいのシステムづくりを検討し、（例えば向こう三軒両隣）推進する必要があります。
- ・アパートに住んでいる住民は、広報などは配るがどんな人が住んでいるのか知らないことが多いです。
- ・津波などの心配もない地域なので、住民に切迫感がありません。
- ・マンションや団地など地域のつながりを持たない人を災害時に安否確認することは難しいです。

区内にある各関係機関が災害時にどのような役割を担い、活動するのかについて、情報共有がされていない状況です。

平常時から顔の見える関係性を充実させるとともに、点在している社会福祉関連の機関等と情報を交換・共有しておく必要があります。

目的

災害時に限らず、住民がお互いに支えあうため、日頃からのつながりづくりや広報啓発を充実させ、いざという時に力を発揮できる関係をつくります。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
4-1	地域福祉ネットワークの推進	継続	社会福祉施設や福祉団体、浜松市、自治会などの組織と情報交換を行い、災害時に取り組む具体的な支援策を協議し、平常時からの顔が見え、連携を図れるようにしていきます。
4-2	災害時の支援体制の整備	継続	地域とのつながりをもちながら、災害ボランティアセンターの運営などを進めます。

期待される効果

どのような状況下であっても必要な情報を整理し発信する仕組みが整うことにより、安心した地域での生活基盤が確保されます。

浜北区

<区の概要>

(平成 25 年 10 月 1 日現在)

面積	66.51 平方 km	自治会連合会数 (自治会数)	5 (57)
人口 (外国人登録者数を除く)	94,029 人	民生委員・児童委員定数	134 人
(0～14 歳)	15.36% (14,712 人)	小地域福祉活動組織数	地区社協 6
(15～64 歳)	61.53% (58,922 人)	保育所数	6 園
(65 歳～74 歳)	11.81% (11,310 人)	幼稚園数	1 4 園
(75 歳以上)	11.29% (10,813 人)	小学校数	1 2 校
外国人登録者数	1,728 人	中学校数	5 校
世帯数	33,041 世帯	高等学校数	2 校
		特別支援学校数	1 校

<区の特徴>

浜北区は、浜松市のほぼ中央に位置し、区域の多くを平野部が占めています。東に天竜川、西に三方原台地、北は山地と豊かな自然環境に恵まれるとともに、輸送用機器をはじめ、植木産業や柿、梨などの産業が盛んな地域です。中心市街地とは鉄道で結ばれ、副都心として期待されています。

区内には、公共施設、商業施設及び医療機関が多く、福祉機関や施設も比較的充実しており、生活上の安心度は高いと言えますが、一部の地域では交通アクセスが不便な地域もあります。

地域での生活環境面では、今後都市化が進む中で、新興住宅地や異世代間の関わり方の課題などが増えてくると予想されます。



実施計画

	重点項目	目的
1	地区社協組織体制の充実	住民主体による地域福祉活動の推進母体となる地区社協が、地域福祉活動を推進するにあたり、必要となる組織体制づくりを支援していきます。
2	地域を支える人材の育成	地域における活動の担い手を発掘し、人材の育成を行います。また、活動者等のまとめ役となる地域福祉活動リーダーの育成を行います。
3	住民との関係の強化	コミュニティソーシャルワーカー (CSW) の設置により、地区社協や住民、関係機関と浜松市社協とのつながりや連携を強化していきます。また、効果的な広報活動・情報公開を展開し、多くの住民や関係機関等が、浜松市社協並びに地区社協の存在や役割について認知できるよう取り組みます。
4	支えあう地域づくりの推進	家事支援サービスの実施やふれあいいいききサロンの充実、「孤立を防ぐ仕組みづくり」の推進により、支えあう地域づくりを進めていきます。

1 地区社協組織体制の充実

基本計画

③

浜北区の現状と課題

<住民懇談会での意見>

- ・市社協から地区社協への補助金が交付されているが、現状の補助金額では足りません。
- ・浜北区では町内会単位で地域福祉会という組織があり、要援護者の見守り活動や、サロン活動、歳末事業などを活発に行っています。

地区社協の活動拠点となる地域ボランティアコーナーが、設置されていない地区があります。また、平成24年4月1日に組織された浜北区地区社協連絡会の目的を達成するための事業を推進していく必要があります。加えて、地区社協が地域において必要な事業を実施するために、「財源の確保」が必要不可欠となっています。

目的

住民主体による地域福祉活動の推進母体となる地区社協が、地域福祉活動を推進するにあたり、必要となる組織体制づくりを支援していきます

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
1-1	地区社協連絡会活動の充実	継続	現在実施している「三世代交流グラウンドゴルフ大会」も含め、連絡会の事業として、必要性のある事業を実施します。
1-2	地区社協財源確保のための支援	新規	地区社協への寄付金や賛助会費、共同募金等の公私の助成制度を調査・研究し、活用していきます。
1-3	地区社協活動拠点の確保	新規	地区社協活動や地域ボランティアの拠点となる地域ボランティアコーナーの設置について、浜松市と連携しながら支援していきます。

期待される効果

浜北区内の地区社協同士が協力・連携し、効果的な地区社協連絡会の事業を実施することで、地区社協の相互連絡が密になり、地区社協の積極的な事業活動の推進が図られるとともに、浜松市社協とも連携しながら、協働して福祉活動が展開されることが期待できます。

浜松市社協や浜松市からの補助金、利用料収入などの他に、地区社協独自の財源を確保することで、地域ニーズにあった積極的な事業展開をしていくことが可能となります。

地区社協活動の拠点として、浜北区内の全ての地区社協に「地域ボランティアコーナー」が設置されることにより、地区社協活動の活性化につなげていくことができます。

2 地域を支える人材の育成

基本計画

③

浜北区の現状と課題

＜住民懇談会での意見＞

- ・サロン活動を含む地区社協活動の担い手が不足しています。
- ・地区でボランティアグループを組織化し、地域の活動をしています。
- ・福祉に関心があっても、行事等に参加できない人たちをどのように福祉へ導いていくことができるか、そのところに目を向けていただきたい。

地域福祉活動を安定的、継続的に実施していくためには、担い手となる人材の確保と、その人たちが活動しやすい環境づくりが必要です。現在活動を行っている方々の高齢化がすすんでいる状況の中、地域福祉活動の核となるリーダーの存在が求められています。

目的

地域における活動の担い手を発掘し、人材の育成を行います。また、活動者等のまとめ役となる地域福祉活動リーダーの育成を行います。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
2-1	地域活動者等の人材発掘	新規	新たな活動者を発掘するため、「地域活動デビュー講座」や「年代別（小・中・高・大学生、一般、団塊の世代など）講座」等を実施します。 浜松市社協で実施する講演会などへの参加者に対し、地域福祉活動への協力を促す仕組み作りを検討します。
2-2	地域福祉活動リーダーの育成	新規	地区社協活動者をはじめとする地域住民が、福祉活動のリーダーになれるように支援をします。また、各地域のリーダー同士が情報交換のできる場を作ります。

期待される効果

新たな活動者を発掘するための各種講座の実施や、地域に関心のある人たちを地域福祉活動へ促す仕組みづくりを構築することにより、地区社協活動を支える人材を確保することができます。

地区社協関係者・ふれあいいいききサロン活動者・家事支援サービス協力員などをはじめとする地域住民に対し、地域福祉活動のリーダーとなるための支援をしていくことで、地区社協の基盤強化へとつながり、地区社協活動が活性化されます。

3 住民との関係の強化

基本計画

③

浜北区の現状と課題

<住民懇談会での意見>

- ・高齢化社会が進み、一人暮らし高齢者等の生活弱者に対する介護問題が深刻化すると思われます。そのような中で、地域における「共助」「近助」が大切になる。今後の地域福祉活動のあり方として、このような要介護者との関わり方について、市社協と地域住民が話し合う機会がもっと必要だと思えます。
- ・市社協や地区社協が、どのような活動をしているのか住民に知らせ、参画できるような後方活動が必要です。

地区社協や地域福祉会、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどにより、要援護者の見守り活動が行われていますが、要援護者を早期に必要なサービスにつなぐ機能の充実・強化が求められています。

目的

コミュニティソーシャルワーカー (CSW) の設置により、地区社協や住民、関係機関等と浜松市社協とのつながりや連携を強化していきます。

効果的な広報活動・情報公開を展開し、多くの住民や関係機関等が、浜松市社協並びに地区社協の存在や役割について認知度の向上に取り組みます。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
3-1	住民ニーズ・福祉課題の調査・研究	継続	福祉ニーズの変化に対応し、最新の地域課題を把握するため、必要な調査研究を行い、必要に応じて地域住民懇談会を実施します。
3-2	コミュニティソーシャルワーカー (CSW) の配置	新規	コミュニティソーシャルワーカー (CSW) を配置し、情報提供や活動支援を行います。
3-3	広報活動の充実	新規	広報紙・各種リーフレット・ホームページ等の充実を図り、効果的な広報をしていきます。浜松市社協と地区社協の協働による広報体制を実施します。また、ツイッター・フェイスブック・電子メールなど多様な広報媒体の活用を実施します。

期待される効果

コミュニティソーシャルワーカー (CSW) を配置し、支援の充実を図ります。地区社協への支援を通し住民と密接に関わることで、住民との関係性を強化していくことができます。

住民に対し、様々な広報を効果的に行うことで、浜松市社協並びに地区社協の存在を認識していただくことができます。また、一方的な情報発信だけでなく、お互いにコミュニケーションできるような仕組みを検討し実行することで、浜松市社協並びに地区社協の役割を理解していただくことができます。

住民ニーズ及び地域の福祉課題を把握することにより、現状の活動内容の改善や新規事業の実施につなげていくことができます。

4 支えあう地域づくりの推進

基本計画 ③④

浜北区の現状と課題

＜住民懇談会での意見＞

- ・サロン等に参加しない人をカバーしなければいけない状況があります。
- ・高齢者のとじこもり防止を目的とした交流の場をもっと増やしてほしいです。
- ・ちょっとした困りごとに対して、住民として何かできないでしょうか。
- ・高齢者のみの世帯で、今は夫が電球を換えたり草取りができるが、妻のみになったとき不安があります。

区内6つの地区社協では、現在家事支援サービスは実施されていません。ふれあいいきいきサロンについても地域福祉を単位として各地において実施されていますが、区内全域に設置されているわけではなく、どこに住んでいてもサロンに参加できることが望まれています。また、民生委員・児童委員や地域福祉会等により、要援護者の見守り活動が行われていますが、社会的孤立により日常生活に不安を抱える高齢者が増加しているため、「孤立を防ぐ仕組みづくり」が望まれています。

目的

家事支援サービスの実施やふれあいいきいきサロンの充実、「孤立を防ぐ仕組みづくり」の推進により、支えあう地域づくりを進めていきます。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
4-1	ふれあいいきいきサロン 実施地区の拡大	継続	地域の誰でもサロンに参加できる地域を目指し、ふれあいいきいきサロン拡大のための支援をします。
4-2	孤立を防ぐ取り組みの 充実	継続	要援護者が地域において安心して暮らせるために、浜松市と連携し、「はままつあんしんネットワークづくり」を推進していきます。
4-3	家事支援サービスの充実	新規	地域における助けあい・支えあい活動の促進を図るため、地区社協に対し、家事支援サービスの開始支援をしていきます。 また、開始をした地区社協には、引き続き活動支援をしていきます。

期待される効果

浜北区内の各地区社協において家事支援サービスが実施され、区内全域にふれあいいきいきサロンの実施地区が拡大され、地域高齢者見守り支援事業である「はままつあんしんネットワークづくり」が進んでいくことで、高齢者をはじめ全ての住民が、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちへとすることができます。

天竜区

<区の概要>

(平成 25 年 10 月 1 日現在)

面積	944.00 平方 km	自治会連合会数 (自治会数)	5 (176)
人口 (外国人登録者数を除く)	32,648 人	民生委員・児童委員定数	129 人
(0～14 歳)	8.20% (2,705 人)	小地域福祉活動組織数	地区社協 10
(15～64 歳)	53.31% (17,592 人)	保育所数	3 園
(65 歳～74 歳)	14.83% (4,895 人)	幼稚園数	13 園
(75 歳以上)	23.66% (7,808 人)	小学校数	16 校
外国人登録者数	352 人	中学校数	5 校
世帯数	13,042 世帯	高等学校数	4 校
		特別支援学校数	1 校

<区の特徴>

浜松市の6割以上の面積を有し、そのほとんどが森林で、住居が点在している高地集落も数多くあり、移動環境が十分とは言えません。小地域福祉活動をはじめ地区社協を中心とした地域の助けあい事業(家事支援サービス事業)の立ち上げなど、住民同士の支えあい活動・つながりづくりの形成が急務になっています。

今後は、継続して暮らせる地域づくりをするために世代を超えて出来るだけ多くの人々が地域の福祉活動に係るための工夫や取り組みが必要であると考えられます。



実施計画

	重点項目	目的
1	住民による住民の見守り活動	既存の活動を活かしつつ、自治会活動や小地域福祉活動(サロン)等の場を充実させ、地域住民同士の見守り体制を充実します。
2	地域の人材発掘・育成	学校での福祉教育を充実させるとともに、高齢者の福祉活動への参加や男性活動者への参画を呼びかけ、地域福祉活動の担い手を充実させます。
3	新たな生活課題・福祉課題の調査と情報発信	地域における生活課題や福祉課題を常に受け止め、地域ニーズに合った地域福祉活動を展開します。
4	関係機関との連絡調整	民児協や自治会、地区社協等をはじめとした地域内の各種団体が地域情報や課題の共有できる体制を整備・充実します。

1 住民による住民の見守り活動

基本計画 ③④

天竜区の現状と課題

＜住民懇談会での意見＞

- ・身体が動くうちは、今住んでいるここで暮らし続けたいと思っている人が多いため、地域で支えていく事が一番必要な事だと思います。
- ・困っている人に対して地域で助けあえる体制づくりが必要だと思います。
- ・一人暮らしで生活をしている人たちへの見守り活動が欲しいです。

天竜区では、住民が広域なエリアに点在して生活をしているため、ひとり暮らし世帯をはじめ高齢者世帯、日中独居高齢者の安否確認の必要性が高く、地域の活動に参加しない・参加できない人たち(地域性から孤立しがちな方)への見守りや働きかけが課題となっています。また、合わせて高齢化率が極端に高いことを考えると、浜松市社協職員自身が、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)として、地域と関わっていくことが必要不可欠にもなっています。

目的

既存の活動を活かしつつ、自治会活動や小地域福祉活動(サロン)等の場を充実させ、地域住民同士の見守り体制を充実します。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
1-1	小地域福祉活動の推進	継続	個別支援から個別地域支援への事業転換を進め、サロンなどの身近な居場所づくりを行います。 団塊の世代や男性への小地域福祉活動の啓発を行います。
1-2	家事支援サービスの推進	継続	多様な担い手によるネットワーク型住民福祉活動組織づくりを行います。 身近な地域による個別ニーズの「早期発見システム」体制づくりを行います。
1-3	「向こう三軒両隣運動」の展開	新規	自治会や民児協、地区社協などへの合同研修会を実施し、「相互扶助」の意識づくりを行います。 地域内の見守りネットワーク(見守り隊)活動の体制づくりを行います。

期待される効果

小地域福祉活動から、「向こう三軒両隣」、「離れていても、向こう三軒両隣」などの見守り支援、さらには家事支援サービスへと、過程ごとステップアップに必要な活動を充実させることで、地域の福祉力が強化されることが見込まれます。

助け、助けられる「お互い様の関係づくり」を行い、地域での見守り体制が充実します。

2 地域の人材発掘・育成

基本計画 ②③

天竜区の現状と課題

<住民懇談会での意見>

- ・高齢者の居場所づくりをもっとしていきたいが、サロンを運営してくれる人がいなくてなかなか立ち上がりません。
- ・何か活動をしようと思っても、実際には気恥ずかしさで動くきっかけがありません。
- ・地域の住民同士のつながりが弱くなってきているので、今一度人と人とをつなぐ役割について一緒に考えて欲しいです。

活動をしている人たちの高齢化に伴い、小地域福祉活動や給食サービス等の地域に根づいた活動が衰退するのではないかという不安があります。また、未だ地域に眠っている人材の発掘がされていません。

加えて、判断能力が不十分な人のサポートを行い、誰もが安心して生活をしていくために、法人後見事業等新たな分野での活動者の担い手が必要となっています。

目的

学校での福祉教育を充実させるとともに、高齢者の福祉活動への参加や男性への参画を呼びかけ、地域福祉活動の担い手を充実させます。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
2-1	地域の担い手発掘の推進	早急	キーパーソンとなる人材を発見し、意識啓発や知識獲得のための講座や先進地区への視察を積極的に行います。
2-2	地域の担い手育成の推進	継続	活動者の疑問に感じたことやもっと知りたい、もっとやってみたい内容を講座テーマにレベルアップ講座を行います。
2-3	「ちょっとしたボランティア活動」の推進	新規	子どもからお年寄りに、ちょっとしたボランティア(声かけやゴミだしのお手伝いなど)活動への参加を定期的・継続的に啓発を行います。
2-4	個別援助活動の推進	新規	法人後見事業に対する周知を図ります。また、天竜区における個別援助活動の在り方を調査・研究します。

期待される効果

キーパーソンとなる人材を発掘し、講座を開催することで新たな活動者が生まれ地域福祉活動担い手となることを見込まれます。

個別援助活動の充実を図ることにより、活動メニューが多様化し、新たな分野での活動実践者の活躍が期待できます。

災害時における助けあいの礎になることを見込まれます。

天竜区の現状と課題

＜住民懇談会での意見＞

- ・小地域活動をもっと地域に広めてください。今高齢者が元気である時にやらないと大変だと思います。
- ・地域の中でお互いに助けあえるという事が大切だと感じます。
- ・地域の特性を考え、地域にあったまちづくりを立案してほしいです。
- ・ここに住んでいる人を重点施策にしてもらいたいです。

地域の声を聴く機会が不十分であり、住民懇談会に参加出来ない人の意見を聴ける場がありません。また、住民懇談会で出された意見を広く地域の生活課題や福祉課題ととらえられるよう問題提起をし協議する場が不足しています。

目的

地域における生活課題や福祉課題を常に受け止め、地域ニーズにあった地域福祉活動を展開します。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
3-1	地域懇談会の推進	継続	住民懇談会や小地域福祉活動へ出向き地域の生活課題や福祉課題を常に聴く体制づくりを行います。
3-2	情報発信の推進	継続	地域懇談会で得た地域の生活課題や福祉課題を地域の課題としてとらえられるよう広く周知します。
3-3	地区社協版「地域福祉活動計画」の推進	新規	地域固有の生活課題や福祉課題を基に地区社協ごとに「地域福祉活動計画」の策定を推進します。

期待される効果

住民懇談会を開催することで、地域の現状や課題を互いに理解し、新たな事業展開に結び付けることが期待できます。

また、地区社協版の「地域福祉活動計画」の策定を進めることで、これからの地域での福祉活動が明確となり、より活発な活動が展開されることが期待できます。

天竜区の現状と課題

<住民懇談会での意見>

- ・安心ネットワーク事業の関係で地元の人が訪問してくれるので気軽に話ができ助かっています。
- ・老々介護で何とか生活が続いている人たちがいるが、ここを離れたくないという思いを持って生活をしているので、サービス機関など交えて見守り体制を整えて欲しいです。
- ・この地域に住んでいる人たちは、みんなで助けあおうという気持ちが強い。今後、ますます高齢化率が上がっていく中でより一層近所での声掛けなど小さな輪で助けあうことが大事です。

市民から見ると、浜松市社協や自治会、地区社協、各種ボランティア等の活動についてどの様な関係になっているのか理解が難しく、せっかく良い事業が行われていても次の活動につながっていません。また、地区社協間またはボランティア活動者間で、情報交換する場が少なく、課題や活動事例の共有がされにくい状態です。

目的

民児協や自治会、地区社協等地域内の各種団体が地域情報や課題の共有ができる体制を整備・充実させ、関係機関との連携を図ります。

具体的な取り組み

	項目	取り組みの方向性	内容
4-1	活動拠点づくりの推進	継続	ボランティアコーナー設置を働きかけ、地域における情報発信の拠点づくりを行います。
4-2	地域福祉ネットワークの推進	早急	公的な団体で、地域で行われている福祉情報や地域で生活するのに困っている人の情報を共有できる体制づくりを行います。 公的サービスの狭間に、民生委員・児童委員、地区社協関係者、ボランティア等が行う地域の活動を組み合わせて、さらにネットワークの強化を行います。 地区社協連絡会を通じて、区内活動団体の情報共有が出来る場の設定や機会づくりを意識的に行います。

期待される効果

地区社協や自治会、浜松市社協、各種ボランティア等の課題や活動内容を共有化することにより、情報共有がスムーズに行えるようになります。その結果、地域の困難事例や専門的な支援を要するケースの早期発見が見込まれ、早期の支援が可能となり、継続して地域の中で安心して暮らせる地域になることが期待できます。

V 資料編

1. 住民懇談会の開催状況	70
2. 福祉団体懇談会の開催状況	72
3. 計画策定の過程	73
4. 用語集	74
5. 委員会設置要綱	77
6. 委員会委員名簿	78

1. 住民懇談会の開催状況

	区	地区名	月日(曜日)	開始時刻	会場	参加者数
1	南	芳川地区	平成24年 8月10日(金)	19:00～	南陽公民館	53
2	南	白脇地区	平成24年 8月22日(水)	19:00～	白脇公民館	64
3	南	新津地区	平成24年 8月29日(水)	19:00～	新津公民館	44
4	中	中央地区	平成24年 9月26日(水)	19:00～	福祉交流センター	33
5	天竜	門谷(水窪)	平成24年10月17日(水)	11:30～	門谷公民館	15
6	東	中ノ町地区	平成24年11月 5日(月)	19:00～	中ノ町自治会館	48
7	天竜	大滝・大輪・仙戸・間庄・ 瀬戸・西渡・舟戸・ 戸口(佐久間)	平成24年11月 6日(火)	19:00～	山香活動センター	23
8	天竜	吉沢(佐久間)	平成24年11月 8日(木)	13:00～	旧吉沢小学校	18
9	中	萩丘地区	平成24年11月 9日(金)	19:00～	北部公民館	68
10	天竜	西浦・草木(水窪)	平成24年11月12日(月)	13:30～	西浦田楽の里	38
11	天竜	出馬・沢上・上市場・町・ 柏古瀬・小田敷・島中・ 河内・地八・和山間 (佐久間)	平成24年11月13日(火)	19:00～	浦川公民館	10
12	天竜	竜戸(水窪)	平成24年11月16日(金)	13:30～	竜戸集会場	29
13	天竜	佐久間・下平・峯・ 羽ヶ庄(佐久間)	平成24年11月16日(金)	19:00～	就業改善センター	19
14	天竜	門桁(水窪)	平成24年11月19日(月)	13:30～	門桁児童館	28
15	天竜	水窪(水窪)	平成24年11月19日(月)	19:00～	本町公民館	20
16	天竜	福沢・和泉鮎釣 (佐久間)	平成24年11月20日(火)	19:00～	竜頭コミュニティーセンター	20
17	天竜	大野(水窪)	平成24年11月21日(水)	11:00～	大野集会所	24
18	天竜	向市場(水窪)	平成24年11月21日(水)	19:00～	高根会館	16
19	天竜	長尾(水窪)	平成24年11月26日(月)	19:00～	長尾公民館	20
20	天竜	早瀬・神妻・川合 (佐久間)	平成24年11月27日(火)	19:00～	川合区民館	27
21	天竜	神原・小畑・向島・ その他(佐久間)	平成24年11月28日(水)	19:00～	山村開発センター	19
22	天竜	上村(水窪)	平成24年11月29日(木)	14:00～	上村公民館	10
23	天竜	中部・半場(佐久間)	平成24年11月29日(木)	19:00～	ヘルストピアセンター	11
24	天竜	野田(佐久間)	平成24年12月 3日(月)	19:00～	野田区民館	19
25	天竜	芋堀・松島・横吹 (佐久間)	平成24年12月 6日(木)	19:00～	基幹集落センター	18
26	天竜	白倉(龍山)	平成24年12月 8日(土)	10:00～	センターふれあい	21
27	天竜	戸倉・中島(龍山)	平成24年12月 8日(土)	14:00～	戸倉区民間	13
28	天竜	岩明(龍山)	平成24年12月 8日(土)	18:00～	岩明集会場	23
29	天竜	川上(佐久間)	平成24年12月 9日(日)	19:00～	生活振興館	19
30	東	蒲地区	平成24年12月11日(火)	19:00～	蒲公民館	51
31	中	北地区	平成24年12月14日(金)	19:00～	中沢町公民館	74
32	天竜	西川・新道・旧道 (龍山)	平成24年12月21日(金)	19:00～	西川集会場	20
33	天竜	鮎釣(龍山)	平成24年12月23日(日)	18:30～	鮎釣集会場	24

	区	地区名	月日(曜日)	開始時刻	会場	参加者数
34	天竜	中村(龍山)	平成25年1月19日(土)	10:00～	中村集会場	19
35	天竜	雲折(龍山)	平成25年1月19日(土)	18:00～	雲折桜の家	16
36	天竜	生島(龍山)	平成25年1月22日(火)	19:00～	生島集会場	16
37	天竜	下平山(龍山)	平成25年1月25日(金)	18:30～	老人福祉センター	18
38	中	曳馬地区	平成25年1月26日(土)	14:45～	曳馬公民館	49
39	天竜	気田(春野)	平成25年1月30日(水)	19:00～	春野協働センター	39
40	西	篠原地区	平成25年2月 1日(金)	19:00～	篠原公民館	41
41	天竜	犬居(春野)	平成25年2月 5日(火)	19:00～	平尾公民館	34
42	天竜	熊切(春野)	平成25年2月 6日(水)	19:00～	熊切自治会館	23
43	西	庄内地区	平成25年2月 7日(木)	19:30～	庄内公民館	78
44	北	三方原地区	平成25年2月 7日(木)	19:00～	三方原公民館	60
45	中	東地区	平成25年2月 9日(土)	16:30～	市民協働センター	37
46	北	新都田地区	平成25年2月10日(日)	13:00～	新都田コミュニティーホール	7
47	北	引佐地区	平成25年2月13日(水)	19:00～	引佐多目的研修センター	43
48	中	佐鳴台地区	平成25年2月14日(木)	19:00～	佐鳴台公民館	13
49	浜北	浜名地区	平成25年2月15日(金)	13:30～	高齢者ふれあい福祉センター	20
50	浜北	北浜中地区	平成25年2月15日(金)	14:30～	高齢者ふれあい福祉センター	25
51	浜北	北浜東部地区	平成25年2月15日(金)	14:30～	高齢者ふれあい福祉センター	25
52	浜北	中瀬地区	平成25年2月15日(金)	14:30～	高齢者ふれあい福祉センター	10
53	浜北	赤佐地区	平成25年2月15日(金)	14:30～	高齢者ふれあい福祉センター	10
54	浜北	鹿玉地区	平成25年2月15日(金)	16:00～	四大地会館	40
55	北	細江地区	平成25年2月15日(金)	19:00～	みをつくし文化センター	43
56	天竜	上平山(佐久間)	平成25年2月15日(金)	19:00～	舟代集会場	19
57	西	舞阪地区	平成25年2月16日(土)	19:00～	舞阪文化センター	33
58	東	和田地区	平成25年2月16日(土)	19:00～	天竜公民館	44
59	北	三ヶ日地区	平成25年2月20日(水)	19:00～	総合福祉センター	44
60	天竜	相月(佐久間)	平成25年2月20日(水)	19:00～	相月分校	20
61	西	伊佐見地区	平成25年2月21日(木)	19:00～	伊佐見公民館	28
62	西	神久呂地区	平成25年2月22日(金)	19:00～	神久呂公民館	25
63	天竜	熊地区	平成25年2月22日(金)	19:00～	熊公民館	24
64	天竜	二俣地区	平成25年2月23日(土)	19:00～	二俣公民館	34
65	西	入野地区	平成25年2月23日(土)	19:00～	入野公民館	58
66	西	雄踏地区	平成25年2月25日(月)	19:00～	雄踏文化センター	35
67	天竜	上阿多古地区	平成25年2月25日(月)	19:00～	上阿多古公民館	31
68	北	都田地区	平成25年2月26日(火)	19:00～	都田公民館	46
69	天竜	光明地区	平成25年2月28日(木)	19:00～	光明公民館	16
70	天竜	下阿多古地区	平成25年3月 1日(金)	19:00～	きずな館	33
71	天竜	竜川地区	平成25年3月 4日(月)	19:00～	竜川ふれあいセンター	18

2. 福祉団体懇談会の開催状況

	団体名	月日(曜日)	開始時刻	会場	参加者数
1	浜松市身体障害者福祉協議会	平成24年12月 2日(日)	19:00～	三幸協同製作所	11
2	浜松市子ども会連合会(市子連)	平成24年12月20日(木)	19:00～	なゆた浜北	11
3	浜松市老人クラブ連合会	平成25年 1月 8日(火)	13:30～	福祉交流センター	16
4	天竜区地区社協連絡会	平成25年 1月10日(木)	13:30～	やまゆり荘	44
5	南区民生委員児童委員協議会	平成25年 1月11日(金)	14:00～	南区役所	16
6	中区地域包括支援センター	平成25年 1月18日(金)	13:30～	和合愛光園3号館	14
7	浜松市社会福祉施設協議会	平成25年 1月23日(水)	16:00～	福祉交流センター	13
8	浜松市ボランティア連絡協議会	平成25年 1月23日(水)	19:00～	交流センター	8
9	東区地域包括支援センター	平成25年 1月24日(木)	11:30～	東区役所	8
10	天竜区地域包括支援センター	平成25年 1月24日(木)	13:30～	龍山保健センター	7
11	天竜区地域運営委員会	平成25年 1月25日(金)	13:30～	龍山保健センター	7
12	北区ボランティア連絡協議会	平成25年 1月28日(月)	10:00～	細江介護予防センター	9
13	中区民生委員児童委員協議会	平成25年 2月 8日(金)	10:00～	中区役所	15
14	北区民生委員児童委員協議会	平成25年 2月 8日(金)	13:30～	北区役所	15
15	東区民生委員児童委員協議会	平成25年 2月 8日(金)	15:30～	東区役所	6
16	浜松市手をつなぐ育成会	平成25年 2月12日(火)	19:00～	浜北高齢者ふれあい福祉センター	13
17	遠州精神保健をすすめる市民の会	平成25年 2月15日(金)	19:30～	小池神経科	15
18	東日本大震災被災避難者	平成25年 2月17日(日)	13:30～	福祉交流センター	10
19	浜松市災害ボランティア連絡会	平成25年 2月18日(月)	19:00～	福祉交流センター	12
20	南区地域包括支援センター	平成25年 2月20日(水)	13:30～	南区役所	5
21	北区地域包括支援センター	平成25年 2月21日(木)	13:30～	北区役所	11
22	中区地区社協連絡会	平成25年 2月27日(水)	13:30～	福祉交流センター	28
23	イオン市野ふれあいホール利用者の会	平成25年 2月27日(水)	12:30～	イオン市野ふれあいホール	16
24	浜北区ボランティア連絡協議会	平成25年 2月28日(木)	11:00～	浜北ふれあい福祉センター	30
25	南区地区社協連絡会	平成25年 3月 4日(月)	9:30～	南区役所	22
26	天竜区ボランティア連絡会	平成25年 3月 4日(月)	13:30～	山村開発センター	12
27	天竜区民生委員児童委員協議会	平成25年 3月 8日(金)	10:00～	龍山総合センター	8
28	浜北区民生委員児童委員協議会	平成25年 3月 8日(金)	13:30～	浜北区役所防災センター	18
29	東区障害者相談支援事業所	平成25年 3月 8日(金)	15:30～	東区役所	4
30	浜北区地域包括支援センター・障害者相談支援事業所	平成25年 3月13日(水)	13:30～	浜北ふれあい福祉センター	13
31	中区障害者相談支援事業所	平成25年 3月15日(金)	16:00～	中区役所	6
32	東区地区社協推進協議会	平成25年 3月19日(火)	14:30～	東区役所	9

3. 計画策定の過程

(1) 策定委員会

	月日(曜日)	開始時刻	会場
1	平成25年7月23日(水)	13:30～	福祉交流センター
2	平成25年11月22日(金)	13:30～	福祉交流センター
3	平成26年3月5日(水)	13:30～	福祉交流センター

(2) 区策定委員会

	区	月日(曜日)	開始時刻	会場
1	中区	平成25年7月18日(火)	9:30～	福祉交流センター
2		平成25年9月11日(水)	9:30～	福祉交流センター
3		平成25年10月24日(木)	9:30～	福祉交流センター
4	東区	平成25年7月16日(火)	13:30～	東区役所
5		平成25年10月16日(水)	13:30～	東区役所
6	西区	平成25年7月4日(木)	13:30～	舞阪協働センター
7		平成25年11月11日(月)	13:30～	舞阪協働センター
8	南区	平成25年7月17日(水)	9:30～	福祉交流センター
9		平成25年9月18日(水)	13:30～	福祉交流センター
10		平成25年10月28日(月)	10:00～	福祉交流センター
11	北区	平成25年10月3日(木)	13:30～	みをつくし文化センター
12		平成25年10月22日(火)	13:30～	みをつくし文化センター
13	浜北区	平成25年8月30日(金)	13:30～	高齢者ふれあい福祉センター
14		平成25年10月25日(金)	13:30～	高齢者ふれあい福祉センター
15	天竜区	平成25年7月8日(月)	13:30～	やまゆり荘
16		平成25年8月26日(月)	13:30～	やまゆり荘
17		平成25年10月8日(火)	13:30～	やまゆり荘

(3) 策定部会

	月日(曜日)	開始時刻	会場
1	平成25年5月30日(木)	9:30～	福祉交流センター
2	平成25年7月10日(水)	9:30～	福祉交流センター
3	平成25年11月12日(火)	13:30～	福祉交流センター
4	平成26年2月13日(木)	13:30～	福祉交流センター

(4) 課題別検討委員会

	月日(曜日)	開始時刻	会場
1	平成25年8月26日(月)	10:00～	福祉交流センター
2	平成25年9月5日(木)	13:30～	福祉交流センター
3	平成25年9月13日(金)	10:00～	福祉交流センター
4	平成25年10月4日(金)	13:30～	福祉交流センター
5	平成25年10月7日(月)	13:30～	福祉交流センター
6	平成25年10月25日(金)	13:30～	福祉交流センター

【あ】

アウトリーチ

専門機関から地域へ積極的に出向き、自発的に支援を求めてこない方に対して近づいていく方法です。特に声を出しにくいひとり暮らし高齢者や障がいのある人に対して有効な方法です。

NPO 法人

特定非営利活動法人 (Non Profit Organization) を指します。医療・福祉、環境、文化・芸術、まちづくり、教育など 19 の分野で活躍する民間の営利を目的としない組織のことで、特定非営利活動促進法によって法人の設立が認められています。

【か】

家事支援サービス

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、子育て中の世帯等における“ちょっとした困りごと”を支援する活動です。低額ですが有償で行い、それぞれの地域の地区社協で展開され広がっています。(平成 26 年 3 月末現在 20 地区)

関東ブロック社協

主に広域的に社協組織が連携する際、静岡県下の社協が構成員となるグループです。東日本大震災では、関東ブロック社協チームとして、主に岩手県の支援にあたりました。(構成:東京都、神奈川県、長野県、新潟県、山梨県、静岡県、埼玉県、千葉県、群馬県、茨城県、栃木県、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、さいたま市、千葉市)

コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

地域にある生活上のニーズを把握し、それを抱えている人や家族との間に信頼関係を築き、生活環境や社会環境を変えていくことで、問題解決に結びつける役割を果たすワーカー (専門職) を指します。一般的には、公的な福祉サービスや NPO・ボランティア・地域等で実施されている福祉サービスと本人を結びつけたり、生活環境を整えたりすることを業務とします。

【さ】

災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人々であり、一般的に高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が理解できない外国人等があげられます。

災害ボランティアコーディネーター

災害時に災害ボランティアセンターや災害ボランティア活動の現場で、災害に関する知識や技術を駆使して、復旧・復興活動を早期に行えるよう調整などを行っていく方です。

災害ボランティアセンター (災害ボランティア本部)

災害発生時、被災地のボランティア活動を効率よく推進するために設置されるものです。被災地の復旧・復興の手助けを必要としている人と、手助けをしたいと考えている人を結びつける機能を持っています。

浜松市の地域防災計画では、浜松市社協が中心となり運営されることになっています。

社会資源

地域での生活や福祉活動を円滑に行っていくための資金や施設、機関、設備、人材などを指します。これらを有効に活用していくことで、地域社会で安心して生活が可能となります。

障害者相談支援事業所

障がいのある人やその保護者、介護者、家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や利用できるサービスの紹介、成年後見制度の利用など権利擁護のために必要な支援等を行う事業所です。地域の相談支援体制やネットワークの構築も行います。浜松市内には平成 26 年 3 月現在 16 ヶ所の障害者相談支援事業所があります。

全国社会福祉協議会（全社協）

全国社会福祉協議会（全社協）は、全国各地の社協とのネットワークにより、福祉サービス利用者や社会福祉関係者の連絡・調整や活動支援、各種制度の改善への取り組みなど、わが国の社会福祉の増進に努めています。

【た】

都道府県社会福祉協議会（静岡県社協）

都道府県に1つ設置されている社会福祉協議会です。静岡県社協は静岡県内の市町社会福祉協議会の指導や支援、監督を行っています。

地域福祉計画

社会福祉法により規定されており、市町村が福祉に関する計画を策定したものです。浜松市においては、本計画と“車の両輪”として、互いに連動しながらよりよい福祉のまちづくりを計画しています。（計画期間は本計画と同じ平成 26 年 4 月からの 5 ヶ年間となっています。）

地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者の介護、福祉、健康、医療など、さまざまな面から支援を行う総合相談窓口です。浜松市では、平成 26 年 3 月現在、21 ヶ所設置されており、社会福祉法人や医療法人等が浜松市からの委託を受けて活動しています。

地域ボランティアコーナー

地域住民が運営の主体となり、地域で活動されている福祉をはじめ、生涯学習、環境、国際交流、災害、子どもたちの健全育成など、地域のあらゆるボランティアグループの連携強化と、地域住民による地域福祉活動の円滑な推進を図ることを目的として、協働センターなどに設置されています。浜松市では 35 ヶ所（平成 26 年 3 月現在）設置されています。

地区社会福祉協議会（地区社協）

それぞれの地域における生活上の身近な課題について協議し、地域内の各種団体や組織と協力しながら住民主体の福祉活動を推進する自主的な組織です。だれもが住みなれた地域で安心して暮らしていくことができる明るいまちづくりを推進します。浜松市では平成 26 年 3 月現在、54 地区の地区社協があります。

地区社協連絡会

地区社協同士の活動を促進するために、主に区単位で組織されている連絡会です。ここで活動の情報交換などが行われています。

【な】

ニーズ

福祉的な観点から見たときに、対象の方や地域に必要なものや支援を指します。本人が気づいているニーズもあれば外部（専門職）から見て必要と感じられるものも含まれます。

【は】

はままつあんしんネットワーク

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などの社会的孤立を防ぐため、浜松市が取り組んでいる高齢者をさりげなく、ゆるやかに見守り・支援するための仕組みです。①地域での見守り活動 ②サービス提供を通じた積極的な見守り活動 ③応援事業者による間接的でゆるやかな見守り活動の3つのグループにより推進しています。

福祉教育

一人ひとりがお互いに存在を認め合い、関わりを大切に生きていく「ともに生きる」という考え方を育てていくものです。小学校での「総合的な学習の時間」などで障がいの理解や福祉に対する理解を深めることが多いです。

ふれあいサロン（活動）

地区社協を中心に自治会や民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティアなどが協力し、地域の集会所などにおいて開催している高齢者や子育て中の親子、障がいのある人を対象とした居場所づくりの場のことを指します。

法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、ご親族等が個人で成年後見人、保佐人、補助人に就任した場合と同様に、判断能力の不十分な人の保護・支援を行うことを指します。

ボランティアコーディネーター

ボランティア活動を希望する人と、ボランティアを受け入れたい人との架け橋となる人材です。お互いの希望や条件を聞き取り、適切にコーディネート（結びつけ）やマッチング（すり合わせ）を行っていきます。

ボランティアセンター

ボランティア活動をしたい人と、ボランティアの支援が必要な人との橋渡し役を行うセンターです。ボランティア活動を行う上で必要な情報や人材、物品、金銭などを集約しており、浜松市社協では「浜松市ボランティアセンター」として設置しています。

【ま】

民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱を受け、社会調査や福祉行政に協力し、地域福祉の推進を図ることが職務となっています。児童福祉に関する問題や、子育て支援の相談指導を行う児童委員も兼ねています。また、主任児童委員は、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣により指名され、主に児童福祉に関する相談に応じ、支援を行っています。

浜松市では53地区1,328人（平成25年12月現在：定数）の民生委員・児童委員が地域福祉の増進に勤めています

（参考文献：社会福祉用語辞典 第9版 ミネルヴァ書房 2013）

5. 委員会設置要綱

浜松市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 浜松市における地域福祉を計画的、効果的に推進するために地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定することを目的として、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員構成)

第2条 委員会は次に掲げるものをもって構成し、浜松市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 住民組織代表
- (2) 福祉関係団体
- (3) 関係専門機関
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関
- (6) その他会長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。
2 委員長、副委員長は委員の互選によるものとする。
3 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定の期間とする。

(区委員会等の設置)

第5条 委員会に区策定委員会及び課題別検討委員会を置く。
2 委員会に必要なに応じて部会等を置くことができる。

(会議)

第6条 委員会は委員長が召集し、委員長がその議長となる。

(関係者等の出席要請)

第7条 委員会が特に必要と認めるときは、関係者等の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域支援課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日より施行する。

6. 委員会委員名簿

(1) 策定委員会

No	氏名	所属・公職	備考
1	坂田 英夫	西区策定委員会（浜松市自治会連合会 副会長）	委員長
2	青木 俊博	浜松市自治会連合会	
3	川本 史郎	浜松市民生委員児童委員協議会	
4	倉橋 千弘	浜松市身体障害者福祉協議会	
5	種岡 養一	浜松市社会福祉施設協議会	
6	松井 順子	浜松市介護支援専門員連絡協議会	
7	袴田 逸郎	シニアクラブ浜松市（浜松市老人クラブ連合会）	
8	松下 純治	浜松市 福祉総務課	
9	杉山 晴康	中区策定委員会	
10	田中 充	東区策定委員会	
11	岡本 三博	南区策定委員会	
12	米津 健次	北区策定委員会	
13	小野 皓	浜北区策定委員会	
14	久保田敦博	天竜区策定委員会	
15	池谷 和宏	浜松市社会福祉協議会 常務理事	副委員長
	佐藤 順子	聖隷クリストファー大学	アドバイザー

(2) 中区策定委員会

No.	氏名	所属・公職	備考
1	鈴木 章市	中区自治会連合会	
2	阿久津 幸史	中区地区社会福祉協議会連絡会	
3	幸田 享子	中区地区社会福祉協議会連絡会	
4	杉山 晴康	中区民生委員児童委員協議会	
5	西村 百合子	中区民生委員児童委員協議会	
6	神谷 頼延	地域包括支援センター 板屋	
7	大平 好江	地域包括支援センター 佐鳴台	
8	小楠 絢子	障害者相談支援事業所 くすのき	
9	神田 隆右	中区役所社会福祉課	

(3) 東区策定委員会

No.	氏名	所属・公職	備考
1	田中 充	東区自治会連合会	
2	久米 喬枝	東区地区社協推進協議会	
3	熊岡 邑子	東区地区社協推進協議会	
4	花井 淳佳	東区民生委員児童委員協議会	
5	山本 茂	東区民生委員児童委員協議会	
6	神谷 雅子	手をつなぐ育成会	
7	秋田 明子	子育て支援団体	
8	菅野 真紀	地域包括支援センター さぎの宮	
9	岸 直樹	障害者相談支援事業所 だんだん	
10	横田 邦博	東区役所社会福祉課	

(4) 西区策定委員会

No.	氏名	所属・公職	備考
1	坂田 英夫	西区自治会連合会	
2	竹村 邦夫	西区地区社会福祉協議会連絡会	
3	濱端 紀男	西区民生委員児童委員協議会	
4	藤田 淑子	手をつなぐ育成会	
5	鈴木 早苗	西区更生保護女性会	
6	池谷 貴子	NPOころころねっと浜松	
7	渥美 弥寿男	雄踏舞阪身障福祉協議会	
8	山口 博美	地域包括支援センター 和地	
9	美和 勇一郎	障害者相談支援事業所 まど	
10	源馬 好司	西区役所社会福祉課	

(5) 南区策定委員会

No.	氏名	所属・公職	備考
1	大隅 始	南区自治会連合会	
2	岡本 三博	南区地区社会福祉協議会連絡会	
3	瀬尾 弘之	南区地区社会福祉協議会連絡会	
4	小林 茂	南区地区社会福祉協議会連絡会	
5	竹内 忠弘	南区民生委員児童委員協議会	
6	内藤 日出子	地域包括支援センター 白脇	
7	鈴木 澄男	地域包括支援センター 芳川	
8	山下 由佳	障害者相談支援事業所 はまかぜ	
9	松下 のり子	南区役所社会福祉課	

(6) 北区策定委員会

No.	氏名	所属・公職	備考
1	野中 善市	北区自治会連合会	
2	小倉 一夫	三方原地区社会福祉協議会	
3	山内 和子	北区民生委員児童委員協議会	
4	椎名 啓子	北区ボランティア連絡協議会	
5	大村 由実	えほん文庫	
6	米津 健次	有識者	
7	森田 妙子	三ヶ日たちばな授産所	
8	澤本 友子	地域包括支援センター 三方原	
9	増井 潤	くろみ共同作業所	
10	藤野 正彦	北区役所社会福祉課	

(7) 浜北区策定委員会

No.	氏名	所属・公職	備考
1	高林 寛治	浜名地区社会福祉協議会	
2	小野 皓	北浜中地区社会福祉協議会	
3	西村 恭一	北浜東部地区社会福祉協議会	
4	鈴木 日出男	中瀬地区社会福祉協議会	
5	三室 洋司	赤佐地区社会福祉協議会	
6	有谷 節夫	鹿玉地区社会福祉協議会	
7	杉浦 豊	浜北区民生委員児童委員協議会	
8	市川 明美	地域包括支援センター しんぱら	
9	境澤 歩	障害者相談支援事業所 はまきた	
10	鈴木 誠隆	浜北区役所社会福祉課	

(8) 天竜区策定委員会

No.	氏名	所属・公職	備考
1	鈴木 政成	天竜区自治会連合会	
2	廣野 勝也	天竜区自治会連合会	
3	和田 節男	天竜区地区社会福祉協議会連絡会	
4	田村 寿彦	天竜区地区社会福祉協議会連絡会	
5	渥美 利治	天竜区民生委員児童委員協議会	
6	久保田 敦博	地域運営委員会	
7	鈴木 誠	地域運営委員会	
8	河合 清子	地域包括支援センター 北遠中央	
9	富永 直樹	障害者相談支援事業所 てんりゅう	第1回・2回
10	名倉 明希	障害者相談支援事業所 てんりゅう	第3回
11	大石 昌典	天竜区役所社会福祉課	

第3次地域福祉活動計画



- 発行 平成26年4月
- 発行者 社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会
〒432-8035 浜松市中区成子町140-8
TEL:053-453-0580
FAX:053-452-9218

